

日清戦争後の天皇制 (4)

那 須 宏

はじめに

第1章 日清戦争

- 1 開戦外交
- 2 戦争の性格
- 3 戦争の展開
- 4 日清講和条約 (以上, 第2巻第1号)

第2章 戦後経営

- 1 戦費の調達と償金の収容
- 2 軍備拡張
- 3 軍備拡張と資本蓄積の矛盾
- 4 戦後経営の破綻 (以上, 第2巻第2号)

第3章 「明治政府」の落城

- 1 地租増徴案の否決
- 2 在朝党組織の挫折
- 3 隈板憲政党内閣 (以上, 第3巻第1号)

第4章 地租増徴

1 第2次山県内閣

明治31年 (1898) 11月8日, 山県有朋が政党の手から政権を奪還して第2次内閣を組織したとき, 財政は金融と経済の双方から杜絶した状態となっていた。明治31年度予算が不成立となったため, 歳計は大不足をきたし, 一時繰替え支出 (31年度は3,510万円を公債費途に繰替え支出) した償金も, 32年度に

はまさに尽きんとしていた。しかも、公債はとうてい募集の見込みなく、償金ならびに公債支弁に属する戦後経営とくに軍備拡張計画の遂行は、重大な障害に直面した。さらに、32年度には、第7師団の完備・台湾の砲台建築など急施を要するもの多く、すでに着手した事業も、物価の騰貴・計画の拡張により予想外の経費増加をきたした。かくて山県内閣の重要課題は、「軍備の充実と、財政の整理とに在り。而して財政整理の第一著は、地租の増徴を図るに在り。地租の増徴を図らんと欲せば、先づ衆議院の通過を得ざる可からず。是れ山県内閣の前途に横はる難関⁽¹⁾」であった。

桂太郎は、山県にたいして、「後継内閣は、第一政党に対しては須らく非常に強硬の態度を取るべし。」「一応も再応も解散し、猶も其目的を達する為には、言ふべからざる事なれとも、一時憲法を中止するとも果し遂ぐる程の覚悟無くては叶はざる場合なり」と説いた。しかし、「解散に次ぐに解散を以てし」という強硬策⁽²⁾だけでは、地租増徴の実現は期し難かったので、憲政党を「扶掖して之を将来の利器として使用する⁽³⁾」という提携策を併用するように進言した。山県は、桂の進言にしたがい、憲政党総務委員の星亨を入閣させて憲政党との提携をはかろうとしたが、憲政党は星のほかに4名を党員の資格で入閣させることを要求したので、交渉は不調におわり、やむなく超然内閣を組織した。

しかし、山県は、憲政党との提携を断念しなかった。山県は、11月16日、陸軍特別大演習のため西下した機会に、桂陸相・西郷従道内相とともに、憲政党領袖の板垣退助・星・片岡健吉と大阪の藤田伝三郎邸において会談した。その夜、「主客は互に胸襟を披いて、其の政見を闡はし、政策問題に就ては、両者の見殆ど相ひ一致し、齟齬する所が無かつた⁽⁴⁾。」すなわち、鉄道国有・地方制度改正・選挙法改正などについては、政府がいずれも憲政党の主張をいれて、大地主議員制度の改正・単記投票法の採用などすべて折り合いがついた。けれども、談合が地租増徴にすすんだとき、星がこれと交換に内閣員の半数を憲政党に分与するか、あるいは議会閉会後に総辞職して政権

を憲政党に明け渡すべしとの条件を提示したため、会談はまとまらずにおわった。⁽⁵⁾ 帰京後も交渉がつけられたが、政府が党員の入閣を拒絶したため、依然として妥協は成立せず、ついに11月24日、憲政党代議士総会は、提携交渉に見切りをつけて山県内閣反対を決議するにいたった。しかし、政府といっさいの連鎖をたったわけではなく、その機略運用は総務委員に一任されていた。

憲政党が山県内閣と提携しようとしたのは、党勢の拡張を容易にし、政策面で政府官僚との連携をすすめて、将来における政権掌握を容易にするためであった。隈板内閣の瓦解後、憲政党の目標は、多数党の組織による政党内閣の一挙樹立から、藩閥との妥協提携による漸次の移行へと変化していたのである。だから、板垣は、11月18日、大阪の憲政党大懇親会において、「我憲政党の若手には今度の議会劈頭に内閣不信任案を唱へ居るものあれども、是れ毫も理由なき事なり。若し政治上の事実問題が互に一致すれば、超然内閣にても何にても提携するに差支なし」と演説して、⁽⁶⁾ 党員の自重を要請していた。また、このころ、党内の実権を握っていた星は、すでに山県内閣との提携を決意し、総務委員の末松謙澄とともに、「大隈と喧嘩し、官僚とも喧嘩し、もとの自由党となって逆境で戦ふのは余程の決心を要する。政府としても、自由党の助けを得ないでは、この政局を打開する策もないだろう。此間何とか名案はないものか」と、⁽⁷⁾ 伊東巳代治をつうじて対政府打診をつづけていた。かくてふたたび政府と憲政党との交渉が開始され、11月29日、ついに提携が成立した。

〔補注〕

提携条件は、つぎのとおりであった。

1. 現内閣は超然主義を執るものにあらずとの宣言を発すること。
憲政党と提携して議会に望む旨を公然発表すること。
1. 憲政党の綱領を採用すること。
鉄道国有、選挙権拡張等、憲政党の宿論は、政府の意見之に一致するを以て、政府案として之を提出すること。

1. 憲政党と利害休戚を同うすること。

憲政党との提携は、一時の苟合にあらざして、将来に永続すべきものなるを以て、政府は出来得る限り便宜を与ふること。

以上の3条件のうち、もっとも重要なのは、最後の条件であった。これについて『岡崎邦輔伝』は、つぎのように書いている。「晩香翁は山県との会見で、最後には、党からは決して獵官運動などはさせない代りに、党勢の拡張に就いては、相当の考慮を払ふと云ふ言質を得た。これは憲政党の大発展のためには、大きな収穫であった。その結果は後ちに政友会を大にした基礎ともなったもので、政友会の長老として、晩香翁が重きをなしたのも、実にこの時のことが大きな原因となつてゐる。同時にこの〔東北〕地方の同党進出に、思ひ切つた便宜を与へたのは、内務大臣であつた西郷従道の、剛胆な処置であつた。」⁽⁸⁾

山県内閣と憲政党との提携は、これまでの「提携内閣」を一步すすめたものであり、藩閥官僚と政党との「肝胆相照」による事実上の「連合内閣」であつた。公表された3つの提携条件はこれを示している。この「連合内閣」は、日清戦争後の地方経済の発展のなかで、しだいに形成・強化されてきた地方官僚、ことに府県官僚と政党との結合関係を基盤にしていた。そして、「連合内閣」の成立を促進したものは、実業家の政府と政党との双方にたいする働き掛けであつた。

実業家が、その経済的実力の増大にともない、政治的発言力を獲得するにいたつたのは、日清戦争以後のことであつた。雑誌『太陽』は、この点を指摘して、「藩閥に代りて、商閥起る必至の勢なり」⁽⁹⁾とのべている。だが、従来政府にたいする依存・追隨を常態とし、「政党の在籍者を除外せんとする傾向」⁽¹⁰⁾を示していた実業家が、政党との関係をもつにいたつたのは、憲政党内閣成立以後のことであつた。彼らは、議会開設以来の経験から、政治を実業家の利害にそつて運用するには、政党との連繫が必要なことを痛感するにいたつた。すなわち、彼らの利益を反映した法案を議会において通過させるには、政党の力を必要とすることを認識し、「政事家に其の意志を注入せんことに汲々」⁽¹¹⁾としていた。実業家は、彼らの階級的利益を政治の次元に押し

出し、それを政策上に実現するチャンネルとして、政党を支配体制内に定着させようとした。そのため、「其の意志を注入」した政党を、藩閥政府に結びつけようとしたのである。かくて実業家は、政権の交替ばかりでなく、政界の再編成にも積極的介入をこころみるにいたった。日清戦争後は政局不安がたえず、ことに明治31年のごときは、1年間に3度も内閣の更迭をみるという苛烈な政争を惹起した。しかも、その原因が地租増徴を中心とする財政問題にあったので、政界の混乱は経済界の動揺を招来した。そこで、実業家は、経済界の動揺を解消するために、政界の安定を強く要望し、政局の動向に積極的な関心をはらうようになった。

憲政党内閣が倒壊したときの実業界の内情を、『東京朝日新聞』は、つぎのように伝えている。「近代我邦の一大弊患として政界紛擾屢々なるより、経済社会は之が為め毎時も其計画の方針を誤られ、生産の発達に著大なる阻害を蒙るの憾あり。……斯くては前途如何なる困難に遭遇すべきか料られず、実業者たるものが政界に立入るは好ましからざるも、今日の場合黙視すべき秋にあらずと為し、各経済団体に交渉し、実業者の感想を各党派の首領に通じ、将来の地歩を作る為め、実業者の希望する新人物を内閣の班に列せしめんと昨今運動しつゝあるものあり。」⁽¹⁰⁾ 実業家の要望は、山県内閣の成立と松方正義蔵相の出現によって、いちおう達せられたが、政府と憲政党の提携不調によって、地租増徴の見通しは暗くなった。山県内閣は、「歳入予算に対する閣議未だ決せず、地租問題の如きは松方蔵相のみ確乎たる主張者なれども、閣員中之に異論を唱ふる向もあれば、勿論未だ歳出歳入の総予算を編成する能はず」という状態であった。⁽¹¹⁾ かくて地租増徴の実現に期待をかけていた実業家は、事態の收拾に積極的にのりだしはじめた。

たとえば、東京の経済研究同志会では、提携不調が発表された11月24日、尾崎三良・兩宮敬二郎・若尾幾造らの代表が、ただちに、就寝中の山県を首相官邸にたずね、「内閣の孤立は第13議会の解散を意味するものにして、我国目下の情態、特に商工業者に取ては実に累卵の想ひありて殆んど頼る所を

知らず、国家の爲め三省を乞ふ⁶⁴」と申し入れた。ついで、松方蔵相を訪問し、同様の申入れをおこなった。さらに、この日、彼らは、憲政党幹部を芝公園紅葉館に招待して、「財政問題に関し第13議会の無事を期する爲め、政党は私情を捨て天下の公に随はんこと⁶⁵」を要請した。また、経済研究同志会は、商工相談会とともに、各大臣および各党首領宛に、「国家の爲め和衷協同して本年の議會を無事に通過⁶⁶」するよう建議した。11月28日には、大阪商業会議所が各大臣に打電して、「政府は此際勉めて議會の多数を得るを謀り、地租増徴其他適當なる増税案を通過せしめ、財政の基礎を鞏固ならしめんことを渴望す⁶⁷」と建議した。ついで30日、京都実業会も同様の建議をおこなった。山県内閣と憲政党との提携は、このような実業家の運動を有力な一因として実現されたのであり、そこに、従来の「提携内閣」との差異、また「連合内閣」の特徴があったのである。

政府と憲政党の提携交渉における政策問題の焦点は、地租問題にあった。憲政党の実力者星は、かねてから、「商業を奨励し、外国貿易を盛大にし、同時に陸海軍を拡張して国威を発揚」するには、「地租を増徴す可きこと已むを得ない」と考え、地租軽減などは「百姓根生の田舎論なり」としていた。その彼がこれまで地租増徴に反対してきたのは、「政党がなく成ては最早何事をも爲すに由ない」ので、地租増徴の目的を達成するためには、まずその手段として強大な政党をつくり、政党の団結をかためなければならないと考えていたからであった⁶⁸。そして、このような目的と手段との矛盾を解決するのは、自己の指導力であると考えていた。だから、11月24日の憲政党代議士会では、党内の結束をかためるため山県内閣反対の演説をおこなったが、そのときにはすでに提携を決意していた。大阪会議の直後、星は、清国漫遊の旅から帰国したばかりの伊藤博文に妥協を説得されていたという。当時、大阪毎日新聞社長をしていた原敬は、日記(11月27日)に、「岡崎邦輔星に説き、又山県は伊藤を訪問して其決意を固めたるなり。是畢竟神戸に於て伊藤、星に政府を助けて上下の信用を得るの得策なるを勧めたるに依り、星は内心此

無条件提携を決したるものなるべし」としている。

11月27日、政府は憲政党との提携を閣議で決定し、ただちに、山県と星のあいだで提携条件の交渉が開始された。その席上、「地租問題に付ての取極は」と山県に問われたところ、星は「真面目に取極を為すとありては勿論一党紛更の種なる故、是は断じて黙契として小生に一任あるべし」と答え、地租問題はうやむやのうちに隠しておくことになった。さしあたり、地租増徴を党議にかければ、政府との提携がまとまらないことはわかりきっていたので、29日の代議士総会で、地租問題の交渉経過を質問されたときも、「何等の交渉なし」と答弁していた。しかし、星は、「一面には裏より手を廻して個人間の軟化に勉め」ており、地租増徴案が衆議院の議事にのぼったときには、「提携の大勢不可抗といふ名義」で、一気呵成に成立させようという意図であった。提携交渉のさいに、星は、「自分が斯うして引き受けたからには、最少限度40人の兵隊は動かすが、あなたは何人の兵隊を動員することが出来るか」といって、山県を感嘆させたという。しかし、憲政党の内部は、星らが予想したほど容易には地租増徴にまとまらなかった。

提携成立直後、政府が地租増徴案提出の意向を示すと、最強硬派の東北会をはじめ北信倶楽部・近畿倶楽部・九州派などの党内各団体は、地租増徴反対を決議して運動を開始し、政務調査会は増租不急を決議した。12月4日の代議士総会は、この決議を容れて、「32年度予算は地租増徴を為さずして憲政党本部にて調査したる財政計画を採用せしむることを交渉する事」を満場一致で決議した。板垣・林有造・松田正久らの交渉委員は、ただちに、政務調査会案（葉煙草専売収入・償金繰入れ・公債募集をそれぞれ増加して地租増徴にかえる）を基礎にして政府と交渉したが、政府はもとよりこれに応じるはずはなかった。かくて12月8日、地租増徴案は、憲政党の支持がえられないまま、予算案および他の増税諸法案とともに、衆議院に提出された。

明治32年度予算は、歳出総額2億2,634万円にたいし歳入総額1億8,874万円、歳入不足額は3,760万円に達した。そこで、これを補填するため、地租・

酒税・所得税・登録税を増徴し、噸税・兌換銀行券発行税を新設し、葉煙草専売価格を引き上げて、32年度3,388万円、33年度以降4,498万円の歳入増加をはかる計画であった。地租増徴案は、地租の定率（地租条例第1条）地価100分の2.5をあらためて100の4とし、地租1,764万円を増徴しようとするものであった。また、政府は、田畑の地価を修正して地租負担の均衡をはかる必要をみとめ、地租増徴案と同時に、田畑地価修正法案を提出した。修正によって減額される地価は、1億4,860万円であった。この財政計画について、松方正義蔵相は、「万一も不幸にして亦増税案の通過せざるやうなことがありましたならば、知らず何の日か財政の基礎を鞏固に為すことが出来ませうか、否な戦後経営の事業も中途にして挫折し、民間の生産事業も萎靡し、我財政の信用を中外に失墜し、国家の進運も此に阻廢するや亦知るべからず」と演説し、議会の協賛をもとめた。

政府の財政計画にたいする議会の討論は、まず軍備拡張をめぐる論争からはじまった。憲政本党の金岡又左衛門は、財政破綻の原因を過大な軍事費負担にもとめ、「吾々は唯此上に於ては遺憾ながら軍備の拡張を止めまして、……今日の国力に対照しまして縮小するより外に途がないと思ひます」と主張し、歳出の大削減を要求した。しかし、前の憲政党内閣が32年度予算で軍事費1,200万円の増加をみとめていたことが、憲政本党の軍備緊縮要求の論拠を弱くしていた。また、軍備緊縮による負担軽減は、かつてはブルジョア全体の要求であったが、いまでは中小ブルジョア層の要求にすぎず、大ブルジョア層は、戦後経営の進行過程で財政にたいする依存を深め、むしろ財政膨脹を要求して軍備拡張の是認に傾いていた。これにたいして、憲政党の千田軍之助は、「財政の基礎々々と云ふが経済の発達を害する財政の基礎なら駄目である。我国は4・5年たてば日清戦争に倍する大戦争をやらなければならない。然るに一方に軍備を拡張すると同時に、片つ方に経済の基礎を害しない基礎を立てなければならない」と反論した。憲政党は、日露戦争を予定した軍備拡張を積極的に支持し、増税そのものにも反対ではなかつ

た。ただ、地租の税率は所得税の税率に比較して重すぎるとの理由から、増税の対象を地租にもとめることに反対していたにすぎない。彼らが地租増徴に反対したのは、松田が憲政党内閣の蔵相のとき、地租を増徴しなくても軍備充実の財源はもとめると主張した手前、面目上にわかに賛成できないという事情もあったが、主として選挙基盤にたいする顧慮によるものであった。したがって、そこに政府と妥協する余地もあったのである。

ついで、貴族院において、谷干城は、列国が「東洋に力を入れて軍艦を造り、或は或る国は陸兵を盛にすると云ふは何が目的かと云ふと、畢竟利が目的である。其商業を盛にし工業を盛にして他の国へ行つて十分に利を取らうと云ふ目的であるものを、日本は単に兵器の戦争のみを目的にしてからに此経画をしたならば、実に危険極まることゝ私杯は思ふ。……それで東洋は危急々々と言ふけれども、単に兵力ばかり恃んでからに此危急に当ることは出来ない」とのべて、軍事力の拡充にともなった農商工業の発達をはかることが必要である、という経済的軍備拡張論を展開した。これにたいして、高島信茂は、「軍備其ものゝ性質は如何にも不生産的なるものには相違ございませぬが、其実は軍備は能く商權と申して国益を慮らしむるの基礎根元、語を換へて申せば、軍備は通商上の第一の資本とも謂ふべきは敢て本員の私語にあらず、今日東洋通商の有様に付きましては、蓋し格別の異議もなかるべきかと存じます」とのべて、国権的軍備拡張論を展開した。谷の主張は、当面、憲政本党の軍備緊縮論とむすびつき、高島の主張は、政府の軍備拡張論をそのまま代弁するものであり、憲政党の軍備拡張論とむすびつく可能性があった。

このような軍備論争は、議会と政党の内部で、積極的な軍備拡張政策が完全に優位をしめるにいたったこと、軍事力の強化が資本の国際競争力の弱さを代位・補充するものとして明確に認識されるにいたったことを示していた。そして、それは、帝国主義的政治体制の形成を一步すすめるものであったが、当面の財政破綻のため、軍備拡充と産業奨励は、資本の立場からは相

矛盾する要求であった。また、軍備拡張にたいする各党派の主張は、地租増徴案にたいする態度を予測させるものであった。

- 注 (1) 徳富猪一郎『公爵桂太郎伝』乾巻, 1916年, 861ページ。
 (2)(3) 「桂太郎自伝」巻3 (『明治史料』第7号, 1961年6月, 25~6ページ)。
 (4) 徳富猪一郎『公爵山県有朋伝』下巻, 1933年, 349ページ。
 (5)(6) 『時事新報』明治31年11月20・25日。
 (7) 東京朝日新聞社編『その頃を語る』158ページ, 岡崎邦輔談。
 (8) 平野嶺夫『岡崎邦輔伝』1938年, 244ページ。
 (9) 『太陽』第3巻, 第16号, 65ページ。
 (10) 『党報』第91号, 7~8ページ。
 (11) 『東京朝日新聞』明治31年12月4日。
 (12) 同上, 明治31年11月1日。
 (13) 『報知新聞』明治31年11月25日。
 (14) 『東京朝日新聞』明治31年11月26日。
 (15) 同上, 明治31年11月25日。
 (16)(17) 『時事新報』明治31年12月2日。
 (18) 中村菊男『明治の人間像』1957年, 112~3ページ。
 (19) 原奎一郎編『原敬日記』第2巻, 1950年, 256ページ。伊藤が神戸に着いたのは11月18日であり, 23日には, 星が憲政党代議士会のため帰京しているので, 伊藤が星を説得したのは, 11月18日から23日のあいだと推定される。
 (20)(22) 『報知新聞』明治31年11月30日。
 (21) 『時事新報』明治31年11月30日。
 (23) 『東京朝日新聞』明治31年12月2日。
 (24) 同上, 明治33年3月2日。
 (25) 『時事新報』明治31年12月6日。
 (26) 『大日本帝国議会誌』第4巻, 1629ページ。
 (27)(28) 同上, 1629~30, 1631ページ。
 (29)(30) 同上, 1340ページ。
 (31) 同上, 1342ページ, 傍点引用者。

2 ブルジョアジーと地主の運動

国家財政の危機をすくい, 巨額な戦後経営費をまかなうために, 地租増徴

は当時の段階で避けがたいところであった。政府は、地租増徴の理由について、「恒久確實ノ収入ヲ増加シ之ニ依テ財源ヲ鞏固ニシ、以テ帝国ノ隆運ヲ期図スルニ必要ナル諸般ノ規画ニ応スルコトハ、歳計ノ計画竝ニ財政ノ整理ニ於テ目下誠ニ急切ノ事ト為ス。而シテ事業ノ發達交通ノ利便ニ依テ現行租率ヲ定メタル当時ニ比シ、価値ニ於テ所得ノ著シク増加シタル土地所有者ノ負担ヲ適度ニ増加シテ、以テ此急切ノ必要ニ応スルハ最モ機宜ニ適シタルモノトス」⁽¹⁾と説明した。地租増徴案が衆議院に提出されると、地主の地租増徴反対同盟会は、ただちに、「今此案にして通過せば、其峻酷到底我が農民の負担に堪ゆる所に非ず、……是れ一部少数なる虚業者を庇護せんが為めに、地方の財源を枯渇して地方自治の發達を阻礙し、地方公共の事業を萎縮し、施て国家の進運を杜塞するものにあらずして何ぞや」⁽²⁾との檄を發してこれに応じた。この地租の増否をめぐって、『東京經濟雜誌』の主宰者であり自由主義經濟学者である田口卯吉と、地租増徴反対同盟会の幹事長であり農本主義の立場をとる谷干城とのあいだに、「近代希有の大論戰」⁽³⁾が展開され、ブルジョアジーと地主とのあいだでは、政府・議會・政党にたいするはげしい政治運動が展開されるにいたった。

ブルジョアジーの地租増徴運動としてあげられるのは、まず第1に、6大都市をはじめ全国各地の実業団体による運動である。これら実業団体の運動は、主として政府・議會・各政党にたいする建議あるいは請願の形ですめられた。なかでも活発な運動を展開したのは、京阪神の実業団体であった。12月5日、大阪商工協會(会員1,350名)が貴衆兩院および各大臣に「財政意見書」を提出したのにはじまり、地租増徴案が衆議院に提出された翌日の9日には、大阪商業會議所が政府に「地租増徴財政の基礎革新建議」を提出し、京都商業會議所が兩院に請願をおこない、神戸商業會議所も臨時總會をひらいて地租増徴の建議を決定した。これら各地の実業団体から運動委員が選ばれて上京し、11日、芝公園彌生館に800名をあつめて全国実業家大会が開催された。京阪神実業家の運動がとくに活発だったのは、これらの地方に

において、この年の恐慌の打撃がとくにはげしかったからであった。京阪神実業団体の運動が導火線となって、全国各地の実業団体の運動は進展した。19日には、名古屋商業会議所が衆議院議長に「地租増徴断行ニ付請願」を提出し、つづいて、長崎・函館・金沢・桑名・盛岡・前橋・上田・高知など各地の商業会議所その他の実業団体は、ぞくぞくと運動委員を上京させ、全国商業会議所連合会も地租増徴運動にたちあがった。

第2は、地租増徴期成同盟会による運動である。渋沢栄一をはじめ「実業諸大家」は、すでに第12議会解散後から、「或は政府側に或は憲政党に入出して専ら地租案のために尽」くしていたが、第13議会における反対運動が熾烈化すると、「挙国一致を以て戦後経営を完成」⁽⁴⁾するため奮起した。そして、各地実業団体の運動を母胎とし、実業家の運動を連合一致してすすめるため、地租増徴期成同盟会を結成した。期成同盟会は、12月15日、帝国ホテルに実業家有志115名をあつめて大会を開催し、会則・役員などを決定して正式に発足し、事務所を帝国ホテル内においた。その後2日間に、入会申込者は690名、寄せられた基金は2万5,000円に達した。入会申込者のうち、貴族院勅選議員52名、同多額納税議員12名、衆議院議員24名、その他の大多数は東京・大阪・京都・神戸・横浜・名古屋など各都市の実業家であり、会長の渋沢をはじめ、益田孝・大倉喜八郎・藤田伝三郎・中上川彦次郎・岩崎弥之助・近藤廉平・住友吉左衛門・鴻池善右衛門・豊川良平・安田善次郎・馬越恭平・尾崎三良・大江卓・若尾逸平・片岡直温らの代表的資本家がここに結集していた。かくて地租増徴期成同盟会は、実業家が主体となり、「実業諸大家」が指導する運動であった。期成同盟会は、結成後、檄を発して全国の地租増徴論者の奮起を促し、12月17日には、帝国ホテルに700名をあつめて地租増徴同盟大懇親会を開催し、貴衆両院議員を鞭達するなど、増租運動を強力に推進していった。

第3は、各地の市会あるいは大都市所在の府県会など、地方議会による運動である。たとえば、大阪市会および府会・下関市会などは、地租増徴賛成

を決議し、政府・貴衆両院・政党に建議書などを提出すると同時に、運動委員を上京させて地租増徴運動をおこなった。

つぎに、地主の地租増徴反対運動としては、第1に、地方有志によって組織された各地の非増租同盟会による運動があげられる。たとえば、新潟県では、新潟市をはじめ県内15郡の有志代表52名が、12月11日、白山公園階樂園に非増租協議大会を開催し、(1)新潟県非増租同盟会を組織すること、(2)各郡から1名以上の委員を上京させること、(3)各郡においてもそれぞれ大会を開いて増租反対運動を展開すること、などを決定し、「本会の目的を達する為め地租増徴及び地価修正に賛成せし代議士は辞職を勧告し今後誓て再選せず」と決議した。地租増徴反対とならんで地価修正反対が、運動推進の有力な要因となっていたことが注目される。それは、この地方の地価がいちじるしく低くかったからである。また、青森・大分などでは、憲政本党の支部大会に出席して増租反対を決議し、同党所属代議士を督励した。その他、盛岡・富山・水戸・浦和などでも、非増租同盟会が結成され、これを基盤にして増租反対運動が展開された。これらの各地から選出された上京委員は、3府32県の代表461名に達したが、その3分の2は東北・東山・北陸諸県の代表からなっていた。上京委員の任務は、(1)選出団体の建議書・請願書を政府・貴衆両院・政党本部に提出すること、(2)当該選挙区選出代議士に地租増徴反対を強請すること、(3)東京の地租増徴反対同盟会に参加して中央の増租反対運動を推進すること、にあった。実業団体の運動と対比したばあい、非増租同盟会の運動は、新しく地方組織を結成し、代議士に増租反対を直接強請し、地価修正に反対するなどの点に、特徴があった。これは、非増租同盟会の運動が、地主階級の固有の利益だけでなく地方的利益に立脚していたことを示している。

第2は、地租増徴反対同盟会による運動である。反対同盟会は、「蹶然起ちて反対運動の旗揚を為し、広く同志者を糾合して反対の大同盟を形成せん」として、12月8日、地租増徴案が衆議院に提出された日に結成された。この

日、芝公園紅葉館に、貴衆両院議員・院外各団体の代表および地方上京委員など250名をあつめて発起人総会をひらき、規約・役員などを決定した。翌9日、工業倶楽部に幹事会をひらいて、大懇親会の開催・同盟会設立の趣意書の発表・増率後の各府県別地租増加表の作成・各府県へ同盟加入ならびに運動委員出京の電報を発することを決定し、事務所を工業倶楽部内においた。15日には、芝公園紅葉館において地租増徴反対同志大懇親会を開催し、大隈重信・三浦梧楼・谷干城をはじめ地方上京委員など2,000余名が出席したが、開会直後、政府に解散を命じられた。反対運動の高揚をおそれた政府の弾圧はますますはげしくなり、中央・地方において増租反対派の演説中止、集会の解散、地方委員の出京阻止があいつぎ、反対同盟会の事務所も伊勢勘に移さなければならぬほどであった。しかし、反対同盟会は、懇親会解散後、「地租増徴に賛成する代議士に向けて辞職勧告を為すは勿論、将来断じて総ての名誉職に推選せざる事」、「地租増徴案の採決に際し無記名投票に賛成するものは総て増徴賛成と認め之を天下に告白する事」⁽⁷⁾を決議し、百数十名の代議士と500余名の地方上京委員が相呼応して、地租増徴反対運動をたかめていった。

地租増徴反対同盟会は、多数の地方上京委員を組織し、増租反対運動の中央推進本部としての役割をはたしていったが、運動の推進力となったのは同志記者倶楽部と憲政本党の院外団体である憲政同志会であり、その指導権は、幹事長の谷をはじめとする貴族院議員および憲政本党所属の衆議院議員にあった。この点で、院外の実業家によって指導された地租増徴期成同盟会とは、対称的な性格を示していた。

〔補注〕

同志記者倶楽部は、12月1日の例会において、地租増徴反対の意見を遂行するため地租増徴反対同盟会の組織に尽力すると決議した。翌2日、憲政同志会は、総会をひらいて、同志記者倶楽部の提議に全面的な賛意をあらわし、ついで、「現内閣と憲政党との提携は藩閥と私党との苟合にして憲政の発達を沮害するものと認む、故に之を掃蕩して政党内閣の確立を期す」との決議を満場異議なく可決し、党本部

に働きかけた。憲政本党は、翌3日、江東中村楼において山県内閣反対派大懇親会を開催し、これと同趣旨の決議をおこなった。⁽⁹⁾ これからも明らかなように、地租増徴反対は、憲政本党にとって、山県内閣と憲政党との提携に反対するもっとも有力な論拠をなしていたのである。

第3は、地方議会ことに県会による運動である。たとえば、福島県会は、議員一同、地租増徴反対運動のため県会を中止して上京し、増租運動をおこなっていた知事と衝突して2度も解散された。また、新潟・熊本・大分など10余の県会も、増租反対を決議して建議書・請願書を提出し、運動委員を上京させて中央の運動を推進したほか、憲政党本部に打電して賛成派の動きを牽制し、各地方で増租賛成の議員に辞職を勧告した。

以上のように、地租増徴運動は、営業税反対運動とくらべてより広範な層のブルジョアジーを包含した運動であり、地租増徴反対運動は、地主の階級的利益のほかには地方的利益に立脚した運動であった。そして、ブルジョアジーは、地租増徴運動の過程で地主との階級的利害の対立を認識するにいたり、地主階級にたいして自己を対置させ、階級的自覚をたかめていった。しかし、この段階で、資本主義と地主制とのあいだの構造的矛盾は、まだ調整しがたいまでに激化し全般化してはいなかった。ブルジョアジーと地主階級とのあいだには、依然として固有の利益のうえにたつ対立関係があった。しかし、他面において、明治政府が財政政策によって両者の固有の利害の調整をおこない、地主階級の体制化を積極的にすすめてきたことを忘れてはならない。戦後経営の一環としての日本勧業銀行・農工銀行の創設、治山治水事業・耕地整理事業による地方的利益の供与などによって、政府は、地方の地主層にたいする財政資金の散布を制度化し、それによって、彼らを資本主義的利益に連繋させ、しだいに体制のなかに組みこんでいった。したがって、地租増徴問題は、資本家と地主との固有の利益の対立を直接的に表現するものではなかった。

地租増徴問題の背景には、資本主義の発展にとまらぬブルジョアジーの成

長、それを基礎にした彼らの政治的進出があった。彼らは、戦後経営の遂行の過程で国家財政にたいする依存を深め、それによって軍備拡張・事業拡張を積極的に承認するようになったが、そのための租税負担は、地租増徴によって地主階級に転嫁しようとした。このようなブルジョアジーの要求は、戦後経営にともなう財政難を地租という安定した税源によって切り抜けようとする、政府の財政的要請とむすびついた。他方、地主階級もブルジョア的の利益との連繫を深めていた。したがって、資本家と地主との固有の利益は、そのままの形で政治に浸透し集中していったわけではなかった。地租増徴運動の指導権は、国家財政との結びつきを強めてきた特権的大資本家層にあったし、反対運動の指導権は、貴族院保守派と憲政本党とにあった。これら指導層の政治的立場をとおして、運動本来の要求は、それぞれ屈折して政治の場に反映されざるをえなかった。

田口卯吉と谷干城とのあいだで展開されたいわゆる「地租論戦」は、地租増徴の是非という結論からみるかぎり、田口は資本家の立場にたち、谷は地主の立場にたっていたとすることができる。しかし、この論争と現実の政治過程とのあいだには、かなりのギャップがあったことに注意する必要がある。というのは、この論争は、一見、資本家と地主との正面衝突を代表しているかのようにあるが、両者の立論は、それぞれ資本家の立場と地主の立場との主流を全面的に代表していたとはいえないからである。

田口の地租増徴という主張は、結論において、政府や資本家主流の要求と一致していた。しかし、田口は、自由主義経済論に立脚してそれを主張していた。したがって、国家権力によって育成され、日清戦争と戦後経営をとおして、国家財政との結びつきを強めてきた特権的大資本家が、国家財政の強化から地租増徴に賛成したのとは、明らかに異なるものであった。同様のことは、谷のばあいにもいえる。谷の農本主義は、「堯舜の世」を理想とし、小農経営を擁護するものであった。したがって、国家財政を媒介にして、ブルジョアの利益との連繫を深め、体制との結びつきを強めていた地主層主流

の利益とのあいだには、大きなズレがあったし、「民力休養」のためには軍拡テンポの緩和もやむをえないとする点で、地主的な軍閥・官僚の意向には沿いえないものであった。

また、田口の立論の基礎は、農民を地主と小作人ないしは農夫に峻別して、前者を一種の「遊民」、後者を一種の「労働者」と規定し、地租増徴はかかる遊民の「土地に存する浮利」から徴収するものであり、小作人・農夫には及ばないというにあった。しかし、そこには、地主＝小作関係の半封建的性格についての認識はまったくなく、日本の寄生地主をイギリスの近代地主と同一視していた。一方、谷は、「自田自作の独立農業者」を国家の基礎と規定し、かかる農民層を保護するという立場から、地租増徴に反対し、あわせて地主のためにも弁じた。⁽⁹⁾しかし、彼が擁護しようとする地主は、手作地主ないしは農談会型の地主であり、この段階の寄生地主層の主流とはかなり異なっていた。

谷干城は、12月8日の地租増徴反対同盟会の発起会の席上、つぎのように演説した。

「先づ我々は軍備拡張論者で決して縮少論者でない。」「総て国家の安寧を維持するには……先づ鞏固なる人民の団体を拵へて人民が動かないことにするが最も必要である。それで人民の一番動かぬものは何かと云ふと百姓である、……或は一丁或は二三丁の田地を作ってからに暮すと云ふ此の独立農業者の多からむことを望むのであります。」「日本の地主は大きい地主と申した所が西洋から比べて見ると細い……土地に安着して其の地方の小作人等の関係と云ふものを周密にして互に相寄って生活をし、互に相寄って文明を助けると云ふやうにすれば、私は或る学者の言ふやうに地方の地主を悪まぬ、悪まぬのみならず此の人に依って地方の教育、地方の事業、道路其他の改良をやって貰うことを希望する。」「それで土地の百姓イヂメは遂に国家の構成を危くすることになる、……日本の地租を今度増徴したときは……私どもから見ると国を壊はすと云ふことになると思ふ。」「そこで若し万一已むを得ず地

租を取る時はドウか、取る時がある、我々はドウ云ふ時に取るかと云へば、即ち他と兵端を開くと云ふことにでもなったら、是はモウ銘々巾着錢までも出さぬければならぬ、……其時には年限をキル、5年とか8年とか、長くて10年より延びてはならぬ。」

すなわち、谷は、たんに小地主や自作農を保護するように主張しただけではなく、大地主をも積極的に擁護し、彼らに地方に定住して農村の名望家秩序を維持するように勧告した。そして、農民層の没落を憂えるあまり、「増徴は兵備の爲めなり、増徴に反対するは不忠なり不義なり国賊なり、……是れ政府及び政府党の喋々唱ふる処なり、見よ彼等の挙動を見よ。果して自ら薪に臥し胆を嘗むるの実績あるか、……而して彼等政府党を見よ、此の財政紊乱に際し政府をして私設鉄道を高価に買上げしめ、己れ株券屋と共謀して私利を掠めんとす」⁽⁴⁾、「今日の実業家と自称するの徒は、十中八九は虚業家なり、山師なり、株の爲めに利し株の爲めに損す、眼中国家なく国民なし、只利己あるのみ」と、攻撃の鋒先を政府と実業家に向けた。また、貴族院の討論にさいして、「財政を鞏固にすると云ふことに附いては、此軍隊の整理と云ふことに十分御注意あらんことを偏に希望する」⁽⁵⁾、「戦争の準備金がなくては例へ兵が50万あっても百万あっても動かすことが出来ないのである」⁽⁶⁾、と演説した。このように主張するとき、彼は、資本主義と地主制との結びつき、具体的には、一方で、農村の半封建的地主制を維持し、零細な小農生産を持続しつつ、他方で、戦後経営の要請にこたえるための軍備拡張と、その基盤としての資本主義的産業の発展をはかるといふことは、尠大な財政投資と政府需要を軸にしてのみ統一的に遂行しうるところであったという事実、ならびに、天皇制自体が資本主義と地主制の共存関係のうえに立っていたという事実を、見落していたのである。

これにたいして、憲政本党の地租増徴反対論は、より地主層主流の利害に立脚していた。それは、衆議院の討論にさいして、憲政本党の財政理論家である武富時敏が、地租増徴の結果、土地の売買価格が下落すれば、株屋が株

価下落のため銀行から増抵当を要求されて苦しむのと同様に、地主もまた「自分の土地を抵当にして金を借りて居る。其土地の価が下落する、随って金主には増抵当を請求される。最早増抵当を入れるべき所有地はございませぬ。然らば其金を返すか、返す金はない」と演説しているところからも、明らかであった。しかし、憲政本党的な地盤である東北地方では、小作料の利廻りはなお高率を維持しており、土地所有はまだ有利な投資対象だったので、地主の有価証券投資あるいは資本制企業への進出は、まだ一般化してはいなかった。そのため、地租増徴反対がきわめて強力であった。憲政本党的指導者は、大地主層のなかにも選挙基盤をもっていたので、当然、反対気運が濃厚であった。しかも、地租増徴問題は、憲政本党的にとってきわめて都合な問題であった。憲政本党的は、前内閣における予算編成の経験から、地租以外に好財源がないことを悟ったので、消費税の増徴を唱えて地主の意を迎えると同時に、仮に増租案が「今日通過すれば将来政局に出る際、一難関は除かれる利がある、また本問題で内閣を撃破せば、一挙に藩閥、自由兩派を破るものにしてこれ以上の利益なし」と考え、党略的に地租増徴に反対したのである。

憲政本党的の党首大隈重信は、12月7日、地租増徴反対同盟会事務所における地方上京委員の集会に臨み、つぎのように演説した。

「日本は現時生意気にも自ら商工業国と揚言すれども實際は全く農業国なり、……大小地主一般に重税を課せば兼併の弊益々盛に行はれて富の分配其の宜しきを失し社会問題の続々起るは必然なり。我国の土台となる農民より1,700万円の地租税を取立れば、……国家の経済を破り地方の財源を失ひ農業の衰退を来し其結果商工業に影響するや必せり。……実に国家の基礎を破壊する者と云ふべし。消費税3,500万円足らずの税金も10年後に至れば1億円にも及ぶべきも、地租は10年を経るとも幾許も増加せざるのみか、年々2・300万円も天災にて欠損することあり、此の如く将来膨脹せざる財源を捉へて財政の基礎を鞏固にすとは何事ぞ、僅々政費の爲めに地方行政の基礎迄

破壊し去らんとは実に不都合至極なり、我邦税は消費税に課して十分財政の基礎の整理を成し得べし。」⁽⁹⁾

大隈の財政整理案は、当時の経済情勢をまったく無視したものであった。当時は不況期だったので、地租以外に安定した税源はなかったのである。また、日本を農業国と規定する立論は、松隈・隈板両内閣における彼の主張とはあまりにも異なっていた。そのため、「大隈は政略上から反対する⁽¹⁰⁾」といわれていた。品川弥二郎も、「増租反対は進歩党が党勢拡張の唯一の武器として頼む所なれども、斯くては全国実業社会の反抗を招かざるを得ざるの恐れあり、さりとてこの唯一の武器を貫かざらんには、折角まとめ得たる東北地方の人心忽ち離散してまた進歩党を説くものなきにいたるべし」と評して憲政本党の反対論の矛盾をついた。

ところで、ブルジョアジーが地租増徴のため、積極的な政治運動まで展開するにいたったのは何故であろうか。彼らは、戦後経営費の補填を地主に負担させ、財政の基礎を確立して、経済界に好景気をもたらそうとしたのである。『大阪朝日新聞』は、「眼中に国家あること稀なる彼等が国家のために狂奔する所以」を、「財政の基礎鞏固となり、外人の信用を恢復するに於ては、低利の外債は容易く輸入し得らるべく、自己の有せる株券は為めに大に騰貴すべしとの希望を有せるなり⁽¹¹⁾」と説明した。名古屋商業会議所も、同様の理由から、地租増徴を「刻下ノ急務⁽¹²⁾」として要求していた。しかし、ブルジョアジーは、たんなる景気回復策として地租増徴を要求したのではなかった。

名古屋商業会議所の建議には、つぎのように書かれている。「今ヤ欧米列国ハ相競ツテ東洋ニ垂涎シ、比律賓暹羅支那勸察加等ニ割拠シ大ニ財界ノ輸贏ヲ将来ニ争ハント謀リツ、アル時ナレハ、我国カ列国ノ間ニ介立シ彼等ト経済上ノ競争ヲナスニ当リ、単リ農業ヲ以テ我国力ノ維持ヲ計ルヘキニアラス、……必スヤ我国ハ英国ノ如ク商工業ヲ以テ立国ノ基礎トナシ、益々之レカ発達ヲ企図シ、他日本邦ヲ中心トシテ東洋ノ貿易ヲ操縦スルノ大経綸ヲ立テ、外ハ以テ列強ノ文明ヲ利用シ内ハ以テ我商工業ヲ涵養スヘキナリ。」⁽¹³⁾

すなわち、当時、日本資本主義は、国内市場の確立から海外市場の開拓に向うべき段階にさしかかっていたが、2年前の農商工高等会議で政府によって提起された課題⁽³⁾が、いまようやく、ブルジョア自身によって自己の不可避的な課題として、認識されはじめたのである。しかも、かかる課題は、極東の帝国主義的情勢下にあつて、天皇制権力の先導・補充をまっしてはじめて実現されうるものであつた。すなわち、海外に商品輸出市場を開拓するには、列強の帝国主義に対抗して、国家資本の先導により資本輸出を強行し、天皇制の軍事力によって資本の競争力の弱さを補充しなければならないことを、自覚するにいたつたのである。しかし、国内の資金は、戦後経営のための軍備拡張と事業拡張に動員されてしまい、国内においてすら資本が不足し、競争力強化のための生産設備の高度化にさえ事欠く有様であつた。かくて外資の輸入がどうしても必要になつたが、そのためには、まずなによりも、財政の基礎を確立しなければならなかつた。地租増徴は、以上のような脈絡のなかで、「刻下ノ急務」として要求されたのである。そして、財閥大資本家は、このことを現実に意識しはじめていた。

渋沢栄一は、12月15日の地租増徴期成同盟大会の席上、「地租増徴ヲ希望致シマスル所以ハ、……国家ガ大切ダト思フニ於テハ躊躇出来マセヌト云フ觀念カラ組立テラレタノデゴザイマス」と前置きして、つぎのように演説した。

日清戦争後、「東洋ノ政治気運モ大ニ変テ参リマシタガ為メ、之ト同時ニ商売ニ於テノ気運モ昔日ト面目ヲ改メマシタト申サナケレバナラス。……日本ノ商工業ヲシテセメテ東洋ニタリトモ中心タルコトヲ得ヤウト考ヘルナラバ、第一ニ支那朝鮮ナドニ向テノ我々ノ施設シテ行カネバナラスコトハ、ドレ程デアルカト云フコトハ諸君宜シク御考ヲ蒙リタイト思フノデゴザリマス。左様ニ前途ノ仕事モ多シ、又己レニアル力ヨリモ尚多勢ニ進マネバナラヌト云フ時期ニ向テ居リマスルノニ、戦捷後大ニ喜ンダ一体ノ世間ノ有様ハドウ云フ域ニ走ツタト申スト、我々ハ大ニ憂慮ニ堪ヘヌモノガゴザリマス。

……凡テノ設備ハトウシテモ進ミニ傾イタ、政府ノ財政ニシテモ然リ、民間ノ事情モ尚ホ共ニ走ラサルヲ得ス、勢ヒ大ニ經濟上ニ対シテ各種ノ施設カトウ過大シタト云フコトハ、是ハ吾々モ与テ罪カゴザイマセウガ、併シ氣運トシテ已ムヲ得ヌト言ハネハナラスノデゴザイマス。但シ其程度ヲ超ヘタニ就テハ自ラ世態デ昨年今年ニ掛ケテハ或ハ金融ノ逼迫トカー一般ノ不景氣トカ云フテ自然ノ撰生ヲ加ヘルテハゴザイマセウガ、サテ其撰生ノ為メニ総テノ物カ萎縮頽廢シタナラバ、前々希望スル此ノ世ノ中ノ進ミ殊ニ東洋支那アタリノ百事ノ進ミニ伴フテ日本カ充分ナ事ヲ為シ得ラレルヤ否ヤ。……我国ハ却テ此ノ戰捷ノ余榮ハ受ケタガ、此ノ實業ニ対シテハ夫ニ伴フ進歩ヲ見ル事カ出来ナイト云フハ決シテ我々ノミノ不幸テハゴザイマセス、国家ガ共ニ不幸ト御覽下サラネバナラスト思ヒマスノデゴザイマス。而シテ此ノ經濟ト云フモノカ完全ニ発達シテ行クハ種々ナル原因ニ依リマセウガ、日本ノ如キ是迄ノ習慣トシテ此ノ国家ノ財政ガ鞏固ニナリマセネバ、經濟ニ対シテ相当ノ融通ヲ与ヘルト云フ事ノ出来ヌハハ多言ヲ述ヘヌテモ皆様ガ左様ダト仰ツシヤルニ相違ナカラウト考ヘル。」⁽⁴⁾

すなわち、渋沢は、極東における帝国主義的分割競争への参加を国家的要請として積極的に承認し、そのためには、「已レニアル力ヨリモ尚多勢ニ進マネバナラス」としていた。また、財政の膨脹と過度な生産設備の拡張を「氣運トシテ已ムヲ得ヌ」とし、恐慌による過剰生産力の淘汰はかえって「萎縮頽廢」をもたらすので、「自然ノ撰生」を抑制しなければならないとしていた。地租増徴は、このような考え方にたつて、財政の基礎を鞏固にし「經濟ニ相当ノ融通ヲ与ヘル」ために、主張されたのである。ついで、2年前の渋沢が、軍備拡張にたいして一応批判的な立場をとり、財政緊縮を要求していたのにたいして、ここでは逆に、軍備拡張を積極的に承認し、財政膨脹を要求していることが注目される。また、商工業が「政治ノ御供ヲシテ居ル」のを批判していた彼が、ここでは、實業が軍事・外交に遅れるのは「国家ノ不幸」であるとして、すすんで「政治ノ御供」をしようとしていた。⁽⁴⁾このよう

な変化は、日本資本主義が、戦後経営の遂行過程でより深化された構造的矛盾のゆえに、必然的にたどらなければならなかった方向を示していた。

これにたいして、天皇制官僚の地租増徴論の特徴は、伊藤博文の演説のなかに見ることができる。伊藤は、山県・松方の懇願にしたがい、政府のために憲政党と実業家のあいだを説いてまわった。彼は、財政破綻の現状から、地租増徴の実現を焦眉の課題とし、「来年に至たならば其時機を誤るであらう」と考えていたが、「一体此地租の増加論に付ては、素より其首唱することは余り好まなかつたのである。」⁽⁸⁾ というのは、商工業が「段々進んで来れば農民のみが独り重き負担を負ふ道理がない……又経済学から云ふと先づ成るべく間税を主として直税を下げたいと云ふ観念をも持て居た」⁽⁹⁾ からである。しかし、「既に今日まで計画しつゝ来た事業を完成しようと取掛つて、夫々財源を調べて見ても、遂に地租に依るより外仕方がない。……決して財源を求むるには地租に依るのが相当なり、或は農民が裕かだとか何とか云ふ話ではない。国家に於て今日之を救はふと云ふには、確に取れる確実なものに依るより外ない。……それで今日はどうしても現在の政府の計画されてゐる所のものを実行してやるが宜しいと思ふ。……追々増加すれば此負担は各々皆分たねければならぬことは論ずる迄もない。今日の所ではそれを実行してそれで若しも非常の巨額の税が掛つた時に、農産の衰頹を来さぬといふことは予言は出来ない。農民の困難に陥らないといふことは測られないが、そういふ場合には農民を救ふことにしなければならぬ。」⁽¹⁰⁾

以上の伊藤の演説のなかにも、戦後経営の縮小か地租増徴の強行かの二者択一を迫られた、天皇制官僚の苦悩をうかがうことができる。天皇制官僚の地租増徴論は、財政基盤の強化と戦後経営の完遂との2点で、実業家の地租増徴論と共通しているが、地租増徴と絶対主義の固有の物質的基礎としての地主制の擁護とのあいだに、いちじるしい矛盾を感じ、農業保護政策の必要性を強調している点で、実業家の地租増徴論とは異なった性格を示していた。他面、絶対主義の階級的基礎としての地主の利益を擁護し、藩屏として

の自作農の維持を主張している点において、増租反対論者と共通するものがあった。しかし、当年の段階においては、このような絶対主義一般の要求よりも、戦後経営を完遂するための地租増徴の要求が優位していた。そして、この矛盾を解決するために、地主の小作料収入を維持するための農業政策を、積極的に打ち出していくのである。

以上、要するに、地租増徴の賛否をめぐる運動と論争は、第1、従来の「地租軽減＝民力休養」一本槍の政党の政策は、しだいに全地主層の要求に応えうるものではなくなり、したがって、地主層と政党との結合の紐帯はしだいに分散・弱化し、地主層が体制内に吸い上げられるとともに、その政治的発言力は後退していったこと、第2、ブルジョアジーは、天皇制官僚・政党の双方に接近・結合して政策決定にたいする発言力を強化するとともに、自己の経済的要求を実現し、海外市場に進出していくには、天皇制の権力に依存しなければならないと認識するにいたったこと、第3、天皇制官僚は、戦後経営と地主擁護との矛盾に直面して、階級的・社会的基礎の維持のため、体系的な農業保護政策の必要性を痛感するにいたったこと、を示している。かかる現象は、天皇制政府の極東の帝国主義的現実への対応のための政策が、国内の階級関係に質的な変化をおよぼしはじめたことを意味している。そして、帝国主義への移行開始ともなう階級関係の変化は、政治的支配形態⁽⁸⁾の変化をも必然化させるのである。

注 (1) 「地租条例中改正法律案理由書」(『明治前期財政経済史料集成』第7巻, 431ページ)。

(2) 地租増徴反対同盟会『農民之声』1899年, 16～7ページ。

(3) 日本新聞社編『続地租増否論』1899年, 1ページ。

(4) 『大阪朝日新聞』明治31年12月11日。

(5) 『新潟新聞』明治31年12月13日。

(6) 円城寺清『地租増徴反対の理由及反対運動の顛末』1899年, 24ページ, 傍丸原文。

(7) 同上, 34ページ。

(8)(9) 『時事新報』明治31年12月4日。

- (10) 日本新聞社編『地租増否論』1898年, 18~9 ページ。
- (11) 同上, 22~3, 25ページ。
- (12) 円城寺清, 前掲書, 26~9 ページ, 傍点傍丸原文。
- (13) 『続地租増否論』38ページ。
- (14) 『農民之声』3 ページ。
- (15) 『大日本帝国議会誌』第4巻, 1203ページ。
- (16) 同上, 1340ページ。『続地租増否論』212ページ。
- (17) 同上, 1691ページ。
- (18) 『大阪朝日新聞』明治31年12月10日。
- (19) 円城寺清, 前掲書, 33~4 ページ, 傍点傍丸原文。
- (20) 大津淳一郎『大日本憲政史』第5巻, 39~40ページ, 三浦梧楼談。
- (21) 『大阪朝日新聞』明治31年12月14日。
- (22) 同上, 明治31年12月13日。
- (23) 「地租増徴断行ニ付請願」明治31年12月9日, 衆議院議長に提出(名古屋商工会議所『名古屋商工会議所五十年史』第2部, 120ページ)。
- (24) 「市街宅地租増徴ニ関スル建議」明治31年10月25日, 大蔵大臣・農商務大臣に提出(同上, 118ページ)。
- (25) 拙稿「農商工高等会議について——日本帝国主義成立史上の一論点」『同朋学報』第12号, 1965年6月, 参照。
- (26) 竜門社『青淵先生六十年史』第2巻, 1900年, 866~9 ページ, 傍点引用者。
- (27) 拙稿「日清戦争後の天皇制(2)」『岐阜経済大学論集』第2巻, 第2号, 1969年3月, 53~4 ページ, 参照。
- (28) 憲政黨員招待会における演説, 明治31年12月10日(小松緑編『伊藤公全集』第2巻, 1927年, 83~7 ページ)。
- (29) 東京実業家招待会における演説, 明治31年12月11日(平塚篤編『続伊藤博文秘録』1930年, 演説集42~3 ページ)。
- (30) 拙稿「明治33年選挙法改正の政治史的意義」『同朋学報』第11号, 1964年11月参照。

3 地租増徴と外債募集

山県内閣が第13議会に地租増徴案を提出したとき、憲政党の内部では、東北会や九州派などの反対派の勢力がなお強く、党議決定をみる事ができな

かった。星亨・林有造らの党幹部が説得につとめたが、反対派はかえって党議で賛成を強いるならば脱党すると騒ぎたてた。こうして、「憲政党内にも大動揺が生じたので、同案を撤回するか、内閣を投げ出すか、山県公は一時その執れかを扱ばねばならぬ羽目にまで窮追された⁽¹⁾」しかし、党幹部は、反対派のなかに、増租そのものには必ずしも反対でなく、増率の程度に拘泥している者、地価修正を条件としている者のあることを察知した。そこで、12月11日の評議員会において、「地租案は地価100分の3分3厘を以て最高度とし、又地価修正案を可とし、更に市街宅地租及び葉煙草専売収入を増加し、以て歳計を料理せしむる事⁽²⁾」という修正案をまとめ、これを翌12日の代議士総会にはかって、激論の末、55対33の多数をもって可決した。ところが、反対派30余名は、ただちに、開花亭に集合して党議を翻すことを協議し、14日、杉田定一ら31名を連署をもって、党議服従の除外例を総務委員に請求した。彼らの大部分は、東北会・九州派・近畿倶楽部所属の非地価修正派であった⁽³⁾。彼らは、除外例請求が不許可になると、脱党は思いとどまったが、「直税に依らず間税に依るの方針を以て総務委員と交渉協議し今後の方針を定むる事⁽⁴⁾」を決定し、杉田ら7名の協議委員をして交渉にあたらせた。党幹部は、憲政党から30名内外の反対者を出したのでは、地租増徴案の否決は必至だったので、反対派との妥協に意を注ぎ、彼らの説得と引留めにつとめた。しかもまた、各地から運動委員があいついで上京してきて、議員に圧力をかけたので、「政府及び自由派の苦心は愈々甚だしく、若し一条の血路を開くにあらざれば、分裂を防ぐこと頗る困難になるの境遇⁽⁵⁾」に陥った。

そこで、憲政党幹部と政府は、黄白を散じ、利権を好餌にして、反対派議員を買収し誘惑するにいたった。12月11日、伊東巳代治が山県首相に宛てた書簡に、「聯合軍之武歩も相整ひ、伏兵之設備、其他萬端相調候上、破竹之勢を以て、進撃之令を発し度、其間には、昨日御内話申上置候通、種々奇策も、可_レ有之事に付、軍令は必らず一途に出候様御注意、不_レ被下候ては、戦闘線内に於て、味方同士之衝突を来し、由々敷大事を引起_レ可_レ申⁽⁶⁾」とあるのは、

この議員買収工作を指したものである。また、地価修正派の片岡直温も、「公〔山県〕はいかに陰密の策を用いて憲政党の領袖を動かし、巨頭星君らを通じて議員操縦に力めたか、私とその片鱗を窺い知ったのは、当時、松方蔵相官邸に赴いた際、隣室で松方公が星君と対座してしきりに議員操縦上の密談されているのを洩れ聞いたからである」と書いている。山県は宮内省から買収資金を振出し、星に手渡していたといわれている⁽⁷⁾。第14議会で、憲政本党の尾崎行雄によって弾劾された横浜海面埋立事件は、星が反対党切崩しのために用いた「奇策」の好事例であった。

そのころ、星のところへ横浜の土建業者小山田信蔵が訪ねてきて、目下内務省に出願中の横浜海面埋立を許可してもらえらるなら、憲政本党から10名の脱党者を出してみせると申し入れた。星は、西郷内相に交渉したところ、許可してもよいということだったので、とにかく10名の脱党届をもって来い、そうしたら許可してやるといった。結局、小山は5枚しかもって来なかったが、彼は埋立事業で100万円ばかりもうける計算だったのを、5・6万円の仕事だといっていたので、星はそれくらいの仕事なら5枚にまけてやるといって、彼を政府側の対憲政党交渉委員である内務次官松平正直・司法次官小松原英太郎・警視總監大浦兼武にひき合わせ、星と岡崎邦輔が立ち合って埋立許可の内約を結んだ。小山田と小山久之助との買収契約書をみると、地租増徴案および関連法案に賛成することを条件に、小山は4,000円で買収され、前金2,000円を受け取っている。ところが、小山は、地租増徴案に反対投票をし、つぎの第14議会では2,000円の小切手を演壇上でふりまわして暴露し、尾崎の弾劾を立証した。そして、みずから議員を辞職した。⁽⁸⁾

〔補注〕

桂太郎は、のちに、星亨を評して、「憲政党が山県内閣を扶けたるに就ては、最も与て力ありしなり。何となれば、彼が積極の思想は、一諾すれば必ず之を果し遂ぐるといふ男なりし。憲政党に領袖たりし輩数人あれども、事をして成就せしめしものは星一人のみ。他はみな優柔不断にして果決の力に乏し、所謂政党的情實に纏綿して、国家の大事を解決するに躊躇する人のみ多し」と書いている。

かくて除外例請求者は、地租増徴の期間を3カ年に限れば、まげて同意してもよいとの最後の条件を提示したので、星・末松らの憲政党総務委員は、増租期間を5カ年に限るという案をたてて、再度政府と交渉することに決した。政府も、増租案通過のためには、「忍び難きを忍んで」⁽⁶¹⁾、譲歩を重ねなければならなかった。すなわち、12月18日の衆議院特別委員会が、討論の末、憲政党党議の3分3厘に帰着すると、松方蔵相は「政府案通過せざれば、已むを得ず修正案に同意すべし」と言明し、さらに、翌19日、憲政党の代議士総会が5カ年有期説を決定すると、これにも同意を示した。かくて反対派の領袖松田正久も、「今日国家の事は大政党一致の力を以てするにあらずんば其大目的を貫徹する能はざるが故に、予は一己の持説を固守する者にあらず、今や我党中賛否両派に於て互に譲歩をなし、茲に此公平なる提案を見るに至りたる以上は、断然此の説に賛成すべし、希くば増租反対の意見を有せらるゝ他の諸君も、予輩と共に進んで本案に賛成あらんことを切望の至りに堪へず」⁽⁶²⁾とのべて、すすんで反対派の説得にのりだした。その結果、「開花亭組〔党議除外例請求者〕と称せられたる人々も、快く党議に服従して、其歩調を一にするは勿論、既に脱党とまで決心したる少数者も、概ね昨日中に復党するの内議熟」⁽⁶³⁾するにいたった。国民協会はなお7カ年説を主張して憲政党と交渉したが、結局、憲政党の歩調を乱さないため、5カ年説に同意せざるをえなかった。こうして、19日に予定されていた特別委員会を翌日に延期し、その間に各派の交渉をまとめ、増租派議員の歩調を整えたので、「今は確に150以上絶対多数を制すること明白」⁽⁶⁴⁾となった。

一方、憲政本党は、すでに12月9日の代議士総会で、満場一致をもって地租増徴反対の党議を決定していたが、憲政党とはまさに逆の悩みを内包していた。すなわち、都市選出の議員が、選挙区の増租要求の圧力に押されてしだいに動揺し、賛成論に傾く者もあらわれてきた。大隈重信をはじめ党幹部の説得にもかかわらず、政府や星らの買収工作とあいまって、ついに19日までに、小山久之助(長野)・高梨哲四郎(東京)・星松三郎(東京)・金尾稜岐

第14表 地価修正・地租増徴の結果

| 府 県 名 | 売買価格指数 | | 地価減額割合 | | 地租増額割合 | | 備 考 | |
|-------|--------|-----|--------|------|--------|-------|-------------|-------------|
| | 田 | 畑 | 田 | 畑 | 田 | 畑 | 地価修正 正派数 | 地方上京 委員数 |
| | | | % | % | % | % | 名 | 名 |
| 青 森 | 473 | 591 | 0 | 10.6 | 32.0 | 16.6 | 0(4) | 26 |
| 岩 手 | 367 | 530 | 0 | 12.9 | 31.8 | 19.5 | 0(5) | 9 |
| 宮 城 | 378 | 613 | 0 | 0 | 32.0 | 31.9 | 0(5) | 21 |
| 秋 田 | 789 | 770 | 0 | 15.8 | 32.0 | 13.8 | 0(5) | 9 |
| 山 形 | 401 | 415 | 0 | 16.6 | 31.9 | 9.5 | 1(6) | 13 |
| 福 島 | 425 | 605 | 4.8 | 13.8 | 29.4 | 14.8 | 0(7) | 102 |
| 茨 城 | 249 | 277 | 9.7 | 9.0 | 20.6 | 20.3 | 4(8) | 23 |
| 栃 木 | 246 | 328 | 15.0 | 11.9 | 16.2 | 18.1 | 1(5) | 12 |
| 群 馬 | 276 | 396 | 17.9 | 17.0 | 8.5 | 9.0 | 4(5) | 17 |
| 埼 玉 | 229 | 510 | 17.1 | 15.5 | 13.8 | 11.4 | 1(8) | 29 |
| 千 葉 | 338 | 409 | 13.0 | 12.3 | 14.9 | 15.0 | 5(9) | 15 |
| 東 京 | 488 | 669 | 19.5 | 13.0 | 5.8 | 12.2 | 2(14) | 3 |
| 神 奈 川 | 402 | 740 | 18.1 | 14.9 | 7.8 | 11.7 | 0(5) | 10 |
| 新 潟 | 372 | 334 | 0 | 0 | 32.0 | 32.0 | 0(13) | 21 |
| 富 山 | 232 | 210 | 2.3 | 0 | 30.6 | 32.0 | 0(5) | 23 |
| 石 川 | 437 | 330 | 10.0 | 7.3 | 18.6 | 21.8 | 1(6) | 17 |
| 福 井 | 235 | 251 | 10.5 | 3.2 | 18.0 | 28.1 | 2(4) | 5 |
| 山 梨 | 416 | 287 | 10.6 | 0 | 28.6 | 31.0 | 3(3) | 5 |
| 長 野 | 438 | 640 | 5.6 | 0 | 28.5 | 32.0 | 4(8) | 9 |
| 岐 阜 | 415 | 327 | 15.0 | 29.3 | 13.5 | △ 3.7 | 5(7) | 8 |
| 静 岡 | 742 | 897 | 17.4 | 20.8 | 8.9 | 4.6 | 2(8) | 16 |
| 愛 知 | 216 | 604 | 15.9 | 17.6 | 10.8 | 8.7 | 5(11) | 12 |
| 三 重 | 239 | 198 | 18.3 | 21.8 | 7.7 | 2.4 | 4(7) | 0 |
| 滋 賀 | 344 | 302 | 13.5 | 22.3 | 14.3 | 2.0 | 4(5) | 2 |
| 京 都 | 423 | 405 | 9.3 | 12.3 | 19.3 | 13.9 | 5(7) | 6 |
| 大 阪 | 211 | 147 | 19.7 | 26.2 | 5.7 | △ 5.9 | 9(10) | 8 |
| 兵 庫 | 217 | 358 | 16.4 | 13.6 | 10.8 | 10.0 | 5(12) | 1 |
| 奈 良 | 313 | 247 | 8.6 | 7.1 | 20.6 | 21.0 | 2(4) | 2 |
| 和 歌 山 | 201 | 186 | 17.8 | 18.6 | 8.9 | 4.4 | 3(5) | 1 |
| 鳥 取 | 262 | 265 | 10.6 | 12.8 | 17.8 | 15.0 | 2(3) | 0 |
| 島 根 | 226 | 276 | 8.3 | 14.1 | 21.7 | 13.9 | 4(6) | 0 |
| 岡 山 | 239 | 172 | 17.2 | 14.6 | 14.4 | 11.3 | 2(8) | 11 |
| 広 島 | 278 | 382 | 17.2 | 21.9 | 11.7 | 6.9 | 8(10) | 1 |

| 府 県 名 | 売買価格指数 | | 地価減額割合 | | 地租増額割合 | | 備 考 | |
|--------|--------|-------|--------|------|--------|-------|----------|---------|
| | 田 | 畑 | 田 | 畑 | 田 | 畑 | 地価修正派数 | 地方上京委員数 |
| | | | % | % | % | % | 名 | 名 |
| 山 口 | 494 | 616 | 0 | 0 | 32.0 | 32.0 | 7(7) | 0 |
| 徳 島 | 319 | 336 | 12.8 | 15.9 | 15.2 | 10.9 | 4(5) | 2 |
| 香 川 | 200 | 215 | 11.9 | 3.9 | 16.5 | 26.4 | 2(5) | 0 |
| 愛 媛 | 314 | 320 | 13.0 | 3.1 | 14.8 | 26.9 | 1(7) | 2 |
| 高 知 | 296 | 332 | 16.3 | 16.8 | 10.5 | 9.5 | 1(4) | 0 |
| 福 岡 | 281 | 304 | 6.2 | 2.3 | 26.0 | 29.0 | 7(9) | 3 |
| 佐 賀 | 289 | 284 | 4.0 | 0 | 26.1 | 32.0 | 0(4) | 4 |
| 長 崎 | 477 | 1,187 | 9.1 | 5.4 | 20.3 | 25.2 | 4(7) | 0 |
| 熊 本 | 197 | 257 | 10.0 | 10.1 | 20.3 | 19.9 | 7(8) | 2 |
| 大 分 | 347 | 304 | 12.8 | 30.9 | 23.7 | △ 4.9 | 4(6) | 0 |
| 宮 崎 | 273 | 397 | 6.7 | 13.1 | 25.1 | 13.9 | 2(3) | 0 |
| 鹿 児 島 | 222 | 271 | 12.9 | 21.4 | 16.0 | 8.1 | 0(7) | 0 |
| 平均(合計) | 321 | 481 | 13.3 | 15.6 | 21.0 | 14.1 | 127(300) | 440 |

* 売買価格指数は、明治30年における耕地売買価格の法定地価額 100にたいする割合。小峯三千男『日本耕地価格の研究』27ページ。

* 地価減額割合は、旧地価額にたいする修正地価の減額割合。地租増額割合は、旧地租にたいする増率後の地租の増額割合。大蔵省『戦後財政始末報告』による。

* 地価修正派数は、第13議会における同派議員数。()内は、議員定数。

* 地方上京委員数は、地租増徴反対同盟会で氏名が判明している上京委員の数。円城寺清『地租増加反対の理由及反対運動の顛末』による。

(広島)・岡野寛(茨城)・広瀬貞文(大分)ら6名の脱党者を出し、つづいて21日には島田三郎(神奈川)が脱党し、そのほか、東京の松田秀雄・横山富次郎をはじめ、長野・茨城・兵庫3県選出議員中に脱党の気配がみられた。⁹⁹このように、憲政本党内にも、院外におけるブルジョアジーと地主との対立が微妙に反映していたのである。

最後に、政府と憲政党は、地価修正を取引条件にして地価修正派議員を籠絡し、地租増徴案の議会通過を容易にしようとした。

地価修正の政府案によると、減額修正の対象は田畑地価に限られ、もっとも変動のいちじるしかった宅地地価は修正の対象からはずされていた。修正

の結果、減額になった地価は、田1億1,489万円、畑3,370万円、合計1億4,859万円であったが、減額の程度にはかなりの地域差があった。第14表は、(1)地価修正が、必ずしも売買地価にたいする法定地価の不均衡を是正するものではなかったこと、(2)地価修正運動が盛んだった府県では、地価の減額割合が高いこと、(3)地租増徴反対運動が盛んだった府県では、増率後の地租の増加割合が高いこと、を示している。さらに、地価修正の具体的な内容についてみると、そこにいくつかの問題点を摘出することができる。

政府の説明によれば、地価修正の理由およびその方法は、つぎのとおりであった。

「土地台帳ニ掲記セラレタル田畑地価ナルモノハ、収穫石代利率ノ三要素ニ依リ之ヲ定メタルモノナリト雖モ、地租改正ノ当時、地方ニ依リ自ラ精粗アリテ、現行地価ハ各地方ニ於テ能ク権衡ヲ得タリト謂フヲ得ズ。明治13年及ビ20年ニ於テ特別地価修正ヲ行ヒ、稍々之ヲ矯正スルニ至リタリト雖モ、未ダ全ク衡平ヲ得ルニ至ラズ。依テ現行地価ノ要素タル収穫ノ見積多キニ過グルト認ムルモノハ相当ニ低減シ、石代ハ明治21年以降10箇年間平均米価ヲ各地方同一ノ割合ヲ以テ低減シタルモノヲ用ヒ、且ツ利率6朱以下ヲ用ヒタルモノハ悉ク6朱トシ、各地方修正地価ノ総額ヲ算定シ、之ヲ区域内毎筆ニ配賦シ、以テ現行地価ヲ修正シテ地租負担ニ偏重偏軽ナカラシメントス。」

すなわち、第1、明治32年の地価修正は、全体として、「高い所だけは減ずるけれども低い所は上げない」⁽⁹⁾、「半ばの地価修正」⁽¹⁰⁾であった。「低い所は上げない」のは、非地価修正派の反対をそらすための妥協であった。そのため、非地価修正派の反対は地租増率に集中することになったが、低い所を上げたばあいよりも緩和されることになった。第2、新地価の算定にあたり、地価の要素たる収穫は、改租「当時の来歴に於て……低減を加ふべきものだけを低減」し、その後の収穫の増加を問わなかった。しかし、石代は明治21年以降10年間の米価を各地方「4割6分5厘ノ同一歩合ヲ以テ低減シタルモノ」を用い、利率は「6朱以上ノ部分ハ其儘据置6朱以下ハ総テ6朱」と定

め、「改租ノ際ニ用ヒタル算法ニ従ヒ、各府県一郡市毎ニ明治31年7月1日現在ノ反別ヲ基トシ、修正地価ヲ算定」した。⁽⁶⁰⁾このような修正地価の算定方法は、地租改正ならびに明治13年と20年の地価修正後に、収穫が増加し、交通機関・金融機関の発達により米価・金利が低下した地方、とくに日清戦争後、急速に発達した地方の中小都市ならびにその近郊郡村に有利であった。このため、田において、姫路・福井・和歌山・佐賀の各市は、地租増率後もかえって減租の結果をきたしたし、畑においても、岐阜・米沢・岡山・広島・尾道・和歌山・高知・鹿児島 of 各市をはじめ、近畿・東海・中国・九州の各地方の諸府県下のかかなりの郡は、増率後も減租の結果をきたした。⁽⁶¹⁾これらは、いずれも、地価修正運動が強く、地租増徴反対運動の弱い地方であった。第3、修正地価は、「各府県一郡市毎ニ」算定し、「各区域内毎筆ノ修正地価ハ明治32年2月1日ノ土地台帳面地価ニ応シ按分シテ之ヲ定ム」(田畑地価修正法第3条)と規定されていた。すなわち、「其一筆から出た地価にあらずして、一郡からおっかぶせに出たやうな地価」⁽⁶²⁾であり、改租当時、官吏・区戸長・総代人により地位等級を決定したために生じた、各郡村内部の地価の不均衡は、これを問わないものであった。したがって、地価修正は、郡村内部における地主の支配関係になんら変更を加えるものではなく、政府の地主擁護政策にも基本的な変化がないことを意味していた。かくて地価修正のねらいは、全体として、地主の反対を緩和しつつ、これを基盤とした政党勢力を分断することにあつた、といえるのである。

12月20日、衆議院の特別委員会が開かれると、憲政党の委員は、「明治32年分ヨリ同36年分迄地租ニ於テ地価1,000分の8、市街宅地地租ニ於テ地価100分の2箇半ヲ増徴ス」という修正案を提出して多数をもって可決し、この修正案をただちに本会議に上程して、討論採決の結果、161対134をもって可決した。貴族院は、衆議院の修正を不満とし、多くの異議者を生じたけれども、財政の危機を救い戦後経営を完遂させるという観点からこれを是認し、12月27日、同案を可決した。これと同時に、所得税・酒税・登録税など

の増税諸法案も、難なく貴衆両院を通過した。

かくて地租増徴問題は、最終的に、山県内閣と憲政党との勝利をもって終わったが、それは同時に、院外において、ブルジョアジーが地主を押えて勝利したことを意味していた。

地租増徴案にたいする地主の反対運動は、一見、議会解散・内閣更迭をも生じかねないほどに激烈であったが、増租の直接の原因である軍備拡張に反対するものではなかった。国権の発揚には一丸となって協力するとの意志を明らかにした地主層は、資本家の利益の代弁者とのあいだで、いずれがこの軍備拡張費を負担すべきかについて論争したあげく後退した。この後退は、長い歴史をもつ地租軽減運動に終止符をうったが、それは同時に、農民層一般の利益と共通する場面から、地主層が完全に足を引き抜いたことをも意味していた。以後、地主の活動は、増租負担分を土地改良や水利事業によりもたらされる、恒久的な小作料の増収によって埋めあわせるため、政府官僚に取り入って補助金を獲得する方向に向けられていった。かくて地租増徴案の成立は、地主層にとって、官僚機構への従属的結合とそれによる体制内への定着との決定的な転機となるのである。

一方、ブルジョアジーは、地租増徴案の成立により、その経済的要求を政府の基本政策のなかに浸透させ実現することができた。彼らの政治運動は、はじめて政党を動かし、自己の要求する法案を議会で成立させることができた。しかし、それはまだ、事実上の関係にすぎず、なんら政治制度の変更をともなうものではなかった。地租増徴案の成立は、ある程度まで、個々の行為にとどまるものであり、そこには、彼らの経済的要求を政治的に集中化し実現していくための制度的保障が欠けていた。ブルジョアジーがみずからの階級的利益を政策決定の基軸にすえるには、「其の意志を注入」した政党を自己の政治的チャンネルとして体制内に位置づけ、官僚と政党との双方にたいする結合関係を統治機構内に定着させることが必要であった。かくて地租増徴案の成立は、ブルジョアジーにとって、政治的台頭と政治への積極的介入

との重要な契機となり、天皇制官僚と政党との結合関係は、この方面からも推進されることになったのである。

地租増徴問題は、政界再編の重要な契機となったが、それと同時に、帝国主義への転化に向って一步をすすめる転機ともなった。

政府の地租増徴案は、憲政党との妥協により1分5厘の増率を8厘に引き下げられたので、政府の予定収入は、明治32年度に748万円、33年度以降は925万円の減少をきたした。ここにおいて、日吉倶楽部の田口卯吉は、経費節減によって歳入不足をまかなうべしと主張し、憲政本党の石原半右衛門は、「戦後の経営を根本的に改むる」⁽⁸⁾ため、予算案の練り直しを要求したが、いずれも否決され、32年度予算は、わずかに165万円を削減しただけで両院を通過成立した。

そこで、政府は、600万円の歳入補填案をたてて法案を議会に提出した。この第2次補填案は、醬油造石税の増徴・郵便電信料の引上げ・葉煙草専売収入の増加・煙草営業免許税の新設など、きわめて多岐にわたり国民生活を圧迫するものだったので、政府の財政政策は、新たな方向からの反対運動に遭遇することになった。すなわち、第2次補填案が発表されると、言論界において、帝国主義批判の観点から軍備縮小を要求する声⁽⁹⁾があげられた。

たとえば、紡績資本家の植松考昭は、『東洋経済新報』誌上に、「須らく戦後に於ける架空帝国主義を打破すべし」と題した論説を発表して、つぎのように論じた。戦後経営は、「只夫れ此計画に伴ふて取る所の経済政策に依り、国家の力能く此拡張を負担し得べき国民の實力を養成するに足ると云ふの確信を唯一の基礎として、之を承認したる者に外ならず、⁽¹⁰⁾再後政府の取る所の凡ての政策は……皆国家の力に依頼して以て産業の発達を計られ〔ん〕ことを企図したる者に非ざるはなく、彼の個人国民の健全なる企業心の着実なる応用に至りては、杳然として地に掃へるの觀あり、凡そ財政経済の健全を計るの点に於て、彼の個人国民の強固なる原動力の価値を棄て、国家の力のみを全能なりと信じて一に之に依頼せんとするの迷想程有害にして且つ危険

なる者あらざるべし。」⁽⁴⁾「然れども我国人の脳中に印銘せる国家全能主義の迷信は一朝一夕の由来に非ずして、其根基する所深く政治上の積年の迷信に在ることを忘るべからず。積年の迷信とは何ぞや。政治上の帝国主義是なり。蓋し彼の戦後経営の問題を講究するに当て我国人の中十中の八九は皆以為らく、我国人は戦勝後俄に昇進して東洋の一大強国となりたれば、従て国際間の政略を決定すべき一大原動力とならざるべからず。換言すれば東洋の覇権を掌握せざるべからず。故に戦後経営の問題は須らく此方針に基きて決定すべしと。是れ当時の輿論にして取りも直さず帝国主義の夢想に外ならず。」⁽⁵⁾

「国民の実力を顧みずして、徒らに国家の威信品格光栄を張らんとする時は、遂に其目的を達する能はざるのみならず、却て国家の威信品格光栄を失墜せん。……我輩は此意味に於て断じて今日我国人並に政府の脳裏に浸透せる帝国主義、及び其結果として現はれたる国家主義を排斥せざるを得ざるなり。」⁽⁶⁾植松は、自生的な産業資本家の立場から帝国主義批判を展開したのであり、当時としては卓見であったが、このような批判は、もはやブルジョアジーの主流をとらえることはできなかった。

また、『東北日報』は、明治32年2月26日から13回にわたって、「帝国主義」と題する論説を掲載し、「武装的国家を以て、列疆と相取って下らざるあらんと苦慮して、之を戦後経営と名づけ、国力の大部を挙げて強いて軍備拡張を実行するに消靡せんとする。」「帝国主義を以て軍備を拡張し、故らに事を国外に起こし、以て国帑を膨大し、王室を飾り、合せて当局自ら利する、既に国家社会の蠹賊なり。……偽帝国主義の悪むべき更に甚だしきものなくんばあらじ」と批判した。この帝国主義批判は、農本主義者・国粋主義者によって論じられた点で、きわめて特徴的であった。彼らは、在村地主層を軸とした農村の階層的秩序の維持を望むかぎり、資本主義経済の農村への波及と軍備拡張のための増税とによって、有力者支配秩序の共同体的な基盤が崩壊するのに抵抗しなければならなかった。しかし、このような立場からの批判は、東北・北陸地方の地主の利害を代弁するものではあっても、当時の地

主層の主流の意向を代表するものではなかった。そのほか、『毎日新聞』や『日本人』も、政府の歳入補填案に反対して軍備緊縮論をとらえた。

こうした世論を背景にして、憲政本党では軍備緊縮派が台頭してきた。彼らの主張は、石原の演説にも示されているように、「政府が最初明治29年に此軍備拡張の計画をした時の目的と云ふものは、自ら此外国の勢力と比較してさうして計画をしたものである。其当初の景況と今日の景況とは大いに変わって居るのである。然らば当初極めた計画と云ふものは今日は破れて居る。……斯様な無謀な軍備拡張と云ふものは決して我国家は許さぬものであるからして、是を大いに削減してさうして新に計画を立て、さうして追々国力が回復するに従って軍備を拡張して行くやうな基礎を立てること」にあった。彼らは、予算審議に破れたのち、2月4日に秘密会を開いて、「戦役前の歳出8,500万円の上に行政費1,800万円、軍事費に3,500万円を加えたる以上のものは、経常臨時費を問はず、総て之を許さざることと為すべし」と決議し、政府提出の歳入補填案をことごとく否決して「軍事費削減の実に換ふ」との方針のもとに、憲政本党の分裂を賭しても、軍備緊縮の主張を曲げないことを確認した。軍備緊縮派は50名近くを擁していたが、大部分は安部井盤根(福島)をはじめとする旧立憲革新党系の議員からなり、その基盤は東北・北陸の手作地主層および近畿・東海の中小商工業者層にあった。このような階級的な性格から、彼らの主張はもはや議会の大勢を制することができず、政府の歳入補填案は難なく議会を通過した。

ここに、第2次増税案はことごとく成立したが、その総額は第15表のように4,200万円にのぼり、29年の第2次増税とあわせると7,600万円となった。国民の租税負担は、わずか4年のあいだに倍加したわけである。しかも、第2次増税の重点は、間接税と専売・官業収入にあり、その結果、租税収入における直接税と間接税の比重は逆転し、地租に代わって酒税が税収の第1位をしめるようになった。

こうして、山県内閣の増税計画はすべて成立したが、財政の基礎は依然と

して確立しなかった。すなわち、前年の政府の救済措置によって経済界は小康をとりもどしていたが、公債の募集難はまだつづいていた。そこで政府は、第3次伊藤内閣の方針にしたがい、第13議会の協賛をへて、32年2月、「償金を公債費途へ繰替運用に関する法律」を制定し、償金特別会計資金 4,234万円を繰替え支弁して一時を弥縫した。また、32年度は増税の総額を収入できなかった

第15表 第2次増税の内容(単位 円)

| 種 | 目 | 金 額 |
|----|--------|------------|
| 地 | 租 | 8,475,958 |
| 所 | 得 | 1,494,516 |
| 酒 | 税 | 22,556,409 |
| 登 | 録 | 1,846,759 |
| 噸 | 税 | 237,986 |
| 葉 | 煙草専売収入 | 2,145,550 |
| 兌換 | 銀行券発行税 | 1,159,560 |
| 醬 | 油 | 1,598,387 |
| 煙草 | 営業免許税 | 831,750 |
| 郵便 | 電信収入 | 1,673,344 |
| 合 | 計 | 42,020,219 |

* 大蔵省『戦後財政始末報告』による。

ので、さらに971万円の償金繰替えをおこなった。かくて償金部と預金部は、事業公債・鉄道公債・北海道鉄道公債・勸業債券で充満し、特別発行・繰替え支弁の余地を残さないようになった。「之れか為に其の最も苦むものは償金、若くは公債支弁に属する戦後経営費、殊に軍備拡張計画の遂行⁽⁸⁾」であった。ここにおいて、山県内閣は、伊藤内閣と同様に、財政危機打解の途を、最初タブーとしていた外債募集にもとめた。そして、32年度の償金繰入れ3,182万円と公債募集金2,467万円に前記の償金繰替えを積算しつつ、通商条約の改正(32年7月から実施)にともなう海関税の増収を償還資金に充当して、1億円内外の外債を募集する方針を決定し、32年4月、天皇の勅裁と議会の協賛をへて、「国債を外国に於て募集する場合に関する法律」を制定した。かくて6月1日、ロンドンにおいて、第1回4分利付英貨公債1,000万ポンド(邦貨換算9,763万円)の募集契約が成立し、横浜正金銀行がパース銀行・香港上海銀行・印度豪州支那チャータード銀行とともにシンジケートを組織してこれを引き受けた。

この英貨公債は、利率4分・償還期限55年・無担保・自由償還制・募集方法などの点において、「外債らしいものがわが国でできた初めてのもの⁽⁹⁾」で

あり、「横浜正金銀行による本邦外貨公債の嚆矢⁶⁰」であった。しかし、その発行価格は額面 100ポンドにつき90ポンド、手数料は4ポンド、したがって政府の実収額は 860万ポンド(8,724万円)という劣悪な発行条件であり、しかも、その売買相場にいたっては、じつに発行価格以下に低落するという悲況を呈した。それは、「我が国力に対する世界の批判を厳正に反映したもの」であり、「日本が更に新たな飛躍を試る日まで甘受しなければならぬ歴史の答⁶¹」であった。

こうして募集された外債は、32年7月から11月にかけて国内に回収され、財政の危機を救うとともに、経済界に29年につぐ「第2次好況の時代⁶²」をもたらした。すなわち、外債の募集によって正貨はしきりに流入し、31年5月、償金が皆済されたときには 6,300万円を割った正金準備は、32年6月には1億円をこえた。しかも、日本銀行は、32年3月から、保証準備発行制限額を8,500万円から一挙に1億2,000万円に拡張し、3度にわたり金利引下げをおこなって経済界の資金需要に応じる態勢をとったので、8~9月から金融はにわかには繁忙をつけ、通貨の膨脹を促進した。そのうえ、前年の米の豊作と生糸・綿糸の輸出が比較的好調であったため、31年は1億円をこえた輸入超過も、32年は 547万円にとどまった。これが外債の流入とあいまって、31年には4,442万円の流出をみた正貨勘定は、32年には逆に900万円近くの流入超過となり、兌換券はふたたび膨脹に転じて、ついに2億円を突破し、物価は戦後の最高を記録した。かくて恐慌時代の苦痛もいつしか忘れられ、経済界はふたたび企業熱の繰返しを演じた。

前年の恐慌の打撃をもっとも強くうけた大阪の経済界も、「金融緩慢にして財界困難の声を絶ち、加ふるに近時非常に盛況を呈⁶³」する状態になったが、それは紡績業の回復によるものであった。『東京経済雑誌』の記すところによると、「久しく萎靡不振の間に経過したる紡績業は、近時盛況の機に向ひ、殊に自今支那各地の商況引立ち、同国への輸出非常に盛況にして、……紡績業者は何れも資金に余裕を生じ、今は彼の昨年勸業銀行にて借入れたる資金

は利率の高きより不平を訴える位の好境遇⁽⁸⁾となった。しかし、反動恐慌のあとでもあったので、32年の企業熱は29年のように熱狂的ではなく、新規事業計画もさほど大きくなかった。金融は一般に緩慢で、銀行はかえって遊資の処分に窮し、「其の結果配当の好率にして事業の確實なる会社の株券に投資し、遊金の処分をなし、兼て収益を図らんとて役員会に於て株券買入の決議をなせし所⁽⁹⁾少なく」なかった。したがってまた、株式の騰貴も必然であった。株式市場は、31年6月に底をつき、32年3～4月ごろまで顕著な騰貴を示し、年末まで高値を維持した。こうして、経済界は好景気を謳歌し、恐慌を契機におこなわれるべき企業の整理は忘れられ、企業熱によってもたらされた経済界の病根は、かえって悪化し深化していった。そして、有利な投資対象の開拓が、新たな観点から注目されるようになるのである。

松方蔵相は、外債の募集をもって、「我財政ハ歳出入ノ権衡ヲ保チ戦後初メテ其ノ平正ナル軌道ニ復スルヲ得タリ⁽¹⁰⁾」としたが、彼が誇らしく語る「健全ナル財政⁽¹¹⁾」のなかには、多くの矛盾が内包されていた。

すでにみてきたように、日清戦争後の資本主義の確立過程は、軍備拡張を主眼とする戦後経営を軸として進められてきた。農村において、天皇制の固有の物質的基礎である半封建的地主制を維持・強化しつつ、他方では、極東の帝国主義的情勢に対応するための近代的軍備と、その基盤となるべき資本主義的産業を確立することは、尨大な財政投資と政府需要を基軸としてのみ統一的に遂行しうるところであった。したがって、その過程の矛盾も、財政面に集中的に現われてくるのである。すなわち、軍備拡張費の補填のための地租増徴は、「経常費→増税、臨時費→償金・公債」という戦後財政の原則の崩壊を意味していた。また、「増税・償金・内国債」という鼎を、「増税・償金・外国債」という異なった鼎のうゑに据えかえなければならなかったことは、「国家ノ財政ト国民ノ経済ト両ナカラ相須テ進ム」という、戦後経営の当初のねらいが破綻したことを意味していた⁽¹²⁾。償金について外債という名の外資に依存することによってのみ、入超の継続により危機にさらされた金本

位制を維持し、急速な資本主義経済の発展をはかることが可能になった。

日本資本主義の発展過程における財政の経済にたいする先行性と過大性は、絶対主義国家が資本関係を上から創出していくばあいの、民間資本にたいする国家資本の重要性、ならびに、国内の資本蓄積の低さを補うための、外国資本の重要性を示すものにほかならない。そして、これと結びついて、独占の早期的形成があらわれ、そのことがまた、独占の性格を規定したのである。こうして、財政投資と政府需要を基軸とする資本主義の確立は、一方では、資本をきわめて早熟的に独占化すると同時に、他方では、農業を半封建的な地主＝小作関係の枠内におしこめておくという、二様の関係をうみだした。この二様の関係こそは、日本資本主義をつらぬく基本的な特徴であり、そこにまた、日本帝国主義の諸特徴の原型が示されているのである。以上の意味で、極東の帝国主義的情勢は、財政をとおして生産面に浸透し、日本資本主義の発展に規定的な作用をおよぼしたといえるのであり、「増税・償金・外債」のトリオに、後年の日本帝国主義の出発点を見出すことができるのである。

注 (1) 片岡直温『回想録』277ページ。

(2)(3) 円城寺清『地租増加反対の理由及反対運動の顛末』1899年、35ページ。

(4) 『東京朝日新聞』明治31年12月16日。

(5) 地租増徴反対同盟会『農民之声』1899年、47ページ。

(6) 徳富猪一郎『公爵山県有朋伝』下巻、1933年、367ページ、傍点引用者。

(7) 片岡直温、前掲書、277ページ。

(8) 原奎一郎編『原敬日記』第2巻、456ページ(明治34年12月6日)。

(9) 風見章「日本議事会史の舞台裏の人々」『中央公論』1960年1月号。

(10) 「桂太郎自伝」巻3(『明治史料』第7号、1961年6月、29ページ)。

(11) 徳富猪一郎『公爵桂太郎伝』乾巻、1917年、867ページ。

(12)(14) 『東京日日新聞』『東京朝日新聞』明治32年12月20日。

(13) 『憲政党党報』第1巻、第3号、136ページ。

(15)(16) 『国民新聞』明治31年12月20日。

(17) 大内兵衛・土屋喬雄『明治前期財政経済史料集成』第7巻、425ページ。

(18) 明治31年12月10日、衆議院本会議、政府委員目賀田種太郎答弁(『大日本帝国

- 議会誌』第4巻, 1658ページ)。
- (19) 明治31年12月19日, 衆議院本会議, 加藤六蔵演説(同上, 1688ページ)。
- (20) 明治31年12月23日, 貴族院本会議, 政府委員目賀田種太郎答弁(同上, 1180ページ)。
- (21)(22) 『明治前期財政経済史料集成』第7巻, 424~5, 429~30ページ。
- (23) 明治31年12月23日, 貴族院本会議, 西村亮吉演説(『大日本帝国議会誌』第4巻, 1180ページ)。
- (24) 同上, 1715ページ。
- (25) 『東洋経済新報』第114号, 明治32年2月5日。
- (26)(27) 同上, 第116号, 明治32年2月25日。
- (28) 『大日本帝国議会誌』第4巻, 1715~6ページ。
- (29) 『大阪朝日新聞』明治32年2月10日。
- (30) 『公爵桂太郎伝』乾巻, 861ページ。
- (31) 日本財政経済研究所『日本金融財政史』1957年, 160ページ。
- (32) 日本銀行調査局『日本金融年表』1955年, 35~6ページ。
- (33) 故阪谷子爵記念事業会『阪谷芳郎伝』214~5ページ。
- (34) 日本財政経済研究所, 前掲書, 162ページ。
- (35)(36)(37) 「大阪経済雑俎」『東京経済雑誌』第995号, 明治32年9月9日。
- (38)(39) 大蔵省『戦後財政始末報告』12ページ。
- (40)(41) 拙稿「日清戦争後の天皇制(2)」『岐阜経済大学論集』第2巻, 第2号, 1969年3月, 41~2, 78ページ, 参照。

4 三税復旧問題とその後

第13議会がおわると、山県内閣は、明治32年3月28日、突如、「獮官の門戸」をとどすため文官任用令を改正し、憲政党の激昂をまねいた。しかし、憲政党の幹部は、9月に予定されていた府県会議員の総選挙を有利にたためるため、なお政府との提携を望んでいたため、文官任用令を起案した内務次官松平正直ほか数名を罷免することで、一時を弥縫した。党幹部の説得の結果、11月14日の憲政党大会は、「現内閣をして尚ほ進んで提携の実を挙げしめ速に憲政の完美に至ることを期せんとす」と宣言して、ひきつづき山県内

閣の与党として第14議会に臨む方針を明らかにした。

一方、憲政本党は、退勢挽回のため、大隈重信を先頭にたてて全国遊説をおこなった。4月18日、仙台で大隈・三浦梧楼を迎え、1,000余名の来会者をおつめて、東北減租同盟大会が開催された。その席上、大隈は、地租増徴とともに、「郵便税、鉄道賃金の引上、醬油税などの悪税たる所以、それらが地方公共の事業——教育、衛生、水利土工等を妨ぐるの非を難じ⁽³⁾」、三税復旧問題を提起した。そして、大会は、「国家は内に養ふところがなければ、外に向って伸びることができない。今や内外多事、大に国力を養ふべき秋に当って、局に当るものが、偷安為すなく、増税に次ぐ増税を以てし、国力將に消耗し尽されんとしてゐる。故に吾人は内外の情勢に鑑みて、諸般の経費を節約し、極力減税の目的を貫徹せんことを期する⁽³⁾」と決議した。

同じ日、琴平でも来会者800余名をおつめて四国減租同盟大会が開かれ、「地租増徴は民力を殺ぎ国運の発達を妨害せるの甚しきものなり、本会は一致協力して此秕政を排除し以て民力の休養を期す⁽⁴⁾」と決議した。ついで、5月27日、京都丸山祇園館に来会者2,400余名をおつめて、関西2府27県非増租同盟大会が開催されたが、6月8日、同所で開かれた憲政党関西連合大会よりも劣勢であった。5月29日、京都を発った大隈は、さらに大阪・堺・神戸・彦根を遊説して、6月2日、東京に帰った。憲政本党は、党勢挽回に多大な期待をかけて、この地方遊説を試みたのであったが、その反響は期待に反していた。そこで、政府攻撃の旗幟を外交問題に転じようとする一派があらわれたが、党首大隈が外交は切迫していないと遊説先で演説した矢先であったので、旗幟変更もできず、党内は紛糾した。

すなわち、地租・醬油・郵便の三税復旧、経費節減、事業繰延べの三大政綱については、党内の意見ほぼ一致するにいたったが、経費節減の程度について、硬軟両派の議論はまったく対立し、硬派40名の議員は、脱党を賭してもその目的を貫徹しようとした。11月17日の憲政本党大会の決議、「陸海軍台湾其他諸般の行政を整理し別に新税を徴課せずして少とも地租郵便醬油の

三税を復旧する事」、「外交を敏活にし国威国益の伸張及び清韓の保全を図る事」、「予算は不生産的経費を節約し教育を奨励し産業を振作し運輸交通の機関及治水事業を速成するの方針を取る事」は、複雑な党内事情を反映した両派妥協の産物にはかならなかった。

11月22日、第14議会が開かれると、憲政本党は、28日、三税復旧案を衆議院に提出し、政府攻撃を開始した。同案は12月2日の議場に上程されたが、憲政本党は急にこれを撤回し、あらためて12月8日の議場に提出した。それは、全国非増租同盟会委員の上京をまって、議会審議に圧力をかけるためであったが、非増租運動は盛りあがらなかった。

三税復旧が実現すれば、国庫収入は約1,400万円減少するはずであった。憲政本党の神鞭知常は、提案理由を説明して、「租税は成るべく辛抱の出来るだけ辛抱して、さうして国民に追々所謂真実の積極的に進める資本を持たせにゃならぬのである。本員は地租に於てはです、繰返しますれば国民の大に発達すべき資本に充てるために、而して今のやうに無理に歳出を張って置くこと云ふと、折角精鋭を尽して居る陸海軍の当局者の骨折った我国民の最も少壮なる有為の人を遊ばして、稽古した精鋭の軍人を実際に使ふ事が出来ないから、之を一朝事あったときに何時でも直ちに起って働くことの出来る資本を造るために、此地租を復旧したいと云ふ望であります。醤油税郵便税も同一でございます」と演説し、三税復旧・経費節減の必要を切論した。

この演説で、神鞭は、「我国は事実上今日までは農を以て立って居るのであります」としていたが、農業立国を方針としたのではなく、「此国の諸般の商工業の基になるもの」として、農業保護を主張したにすぎなかった。また、「軍防のことは……若し一切のことが許すならば、整備の上にも整備を尽したい」が、その程度は「此国の実力に於て之を動し得ると云ふことが最も大切である」として、軍備の基盤となる資本蓄積・経済力強化の急務を説いているにすぎなかった。そのかぎりでは、憲政本党は、政府ならびに憲政党と、なんら対立するものではなかった。それだけでなく、党大会の決議のよ

うに、国威国益の伸張・清韓の保全・産業の振作・運輸交通機関および治水事業の速成など、「積極的の方針」をとることを、政府に要求していた。ここに、憲政本党の主張が、ブルジョア・地主の主流の要求に接近しつつあるのを見ることができる。神鞭は、国民所得の1割にあたる過重な租税負担は「是から先へ国力を増進するの妨になる」として、租税負担の軽減を求めたのであったが、それも「民力休養」のためではなく、もっぱら「国力増進」のために要求していた⁽⁷⁾。そして、「戦後の経営と国運の伸張と、此三税復旧と何の関係がある」として、三税復旧をたんなる歳入問題であるとし、歳入問題から切り離していた。そのため、政府と憲政党にたいし、なんら積極的な批判を展開することができなかつた。

このような憲政本党の立論は、結局のところ、「東洋の多端の日とは申しながら、今日の景況は今将にどこにどう云ふ敵が現れて居ると云ふときではありませぬ⁽⁸⁾」、という情勢判断のうえにたっていた。これにたいして、憲政党は、「今日世界外交の真相と云ふものは、いつ何時何れの地方に如何なる破裂が生ずるか分らぬ有様である。……恰も火を噴出さない所の噴火山である⁽⁹⁾」との判断にたち、三税復旧は軍備縮小論であるとして強く反対した。

憲政党の龍野周一郎は、「日清の戦は即ち我帝国の境遇を一変したものであります。戦後の日本は即ち世界の大道に店を開いた日本である。極東膨脹を致すと云ふのである⁽¹⁰⁾」と前置きして、つぎのように演説した。

「陸軍の計画の変更から生れる所の金を重なる基礎として、三税を復旧しやうと云ふ」のが、憲政本党の意見のようであるが、陸軍の拡張は、「一定の標準と云ふものがあって」計画された。すなわち、「我採るべき所の国防主義は所謂攻撃の防禦」であって、仮想敵国たるロシアは、シベリア鉄道の落成後、「凡そ15・6万の兵は東洋に動かすことが出来やふと思ふ。諸君、斯の如き標準に拠って、我邦は即ち13師団の兵と云ふものを以て之に相対しやふと云ふ所の考えから、此の基礎を定められたものに相違なからうと思ふ。」「諸君が首領とせらるゝ大隈伯は、而も松方伯の内閣に這入って而して

第2期軍備拡張を実行することに勉められたではありませぬか、又昨年自由党進歩党と合同して憲政党内閣を造りましたときに方って、第3期の軍備拡張とも謂ふべき所の師団の建築若くは砲台の建築杯には、進歩党の首領を始め進歩党から出られました所の大員諸君は、一言も不同意を唱へずして之に同意せられたではないか。憲政本党は、前議会まで、「地租は悪税であるから取るのは宜しくない、其他の間接税で補填策を講じたいと云ふが如き意見であった。」ところが、その後、「間税を段々調べて見ても逆も宜しい財源がないと云ふ所で、苦し紛れに京都の非増租大会以来は、俄に其議論が變つて縮小論に爲つて、新たに租税を増さざる範囲内に於て三税を復旧すると云ふ態度を取るに至つたと私は考へる。」「此県會議員の選挙に當つて進歩党の大敗北を取つたのは決して政府の干渉のためでも何でもなく、諸君の三税復旧の旗印が悪いのだ。もう一般の國民は、今日戦後の経営として軍備の拡張をするのは、此時勢には止むを得ないものと心得て居る。」「吾々が之に反対します理由は、即ち三税復旧は軍備拡張の計画を變更すると云ふことと関連して居る所の、戦後経営の精神と云ふものに一大変化を持たせやうと云ふ議論であるから、之に同意することは出来ず、又吾々は、今日日本は即ち進取發達積極政策を以て飽くまで此日本帝国を進めなければならぬと考へますから、諸君の御議論は即ち萎縮的又退守的消極政策なりと考へますから、政策上の根本より諸君と意見を同じくすることが出来ませぬ。」

龍野の批判は、三税復旧問題の本質をよくついていた。そして、清国分割をめぐる極東情勢の緊迫は、憲政本党の立論の基礎をほりくずしつつあった。軍備緊縮論が後退し、憲政本党の主張が轉換することは、十分に予測できた。

無記名投票の結果、地租復旧案は125対159、郵便税復旧案は126対157、醬油税復旧案は124対154をもって、否決された。

三税復旧案否決の意義は、つぎの3点にもとめられる。第1に、議会在國民に過重な負担をしいる戦後経営の完遂を再確認して、第9議会以来の軍備

拡張をめぐる論争に結着がついたこと、第2に、今後の論争は、対露戦争を前提とし、そのための軍備拡張の規模と方法についてのみおこなわれうること、第3に、「若し政府にして租税の新徴を国会に要求する時は、国会の権力大なりと雖も、国会にして租税の軽減を政府に請ふ時は国会に権力なき⁽³⁾」こと、言いかえれば、「議會制代議機関がなほどこかの値うちをもつのは、……それが『がまぐちの口』をおさえることができるときだけである⁽⁴⁾」ということ、再度、立証したことである。

その後、憲政本党は、経費節減の党議にもとづき、經常歳出約1,500万円の削減を唱え、予算委員会においてこれを争ったが、委員会の容れるところとならなかった。ついで、衆議院本会議において、「予算を修正し歳出を節減せんがため本院は特に9名の委員を挙げて政府と協議せしむべし⁽⁵⁾」との動議を提出したが、この動議も117対152をもって否決された。こうして、追加予算をくわえると2億5,400万円をこえる明治33年度予算は、わずかに41万円を削減しただけで可決された。

第14議会の経過は、憲政本党の衰勢をいっそう明らかにした。歳出削減問題で敗れたのち、憲政本党の内部では、ふたたび旗幟変更の動きがあらわれてきた。「憲政本党の領袖輩は、同党が第13議会以来唯一の主張たる三税復旧、軍備縮小等を今日に於ても依然として固守するは、単に党勢恢復策に非ざるのみならず、同党をして益々孤立の地位に陥るゝに外ならざる所以を感じてより、一面には党勢の恢復を計ると共に、亦一面には他日他の党派と相提携し得るの余地を存し置かんものと、過般來旗幟の変更を計らんと議ある由⁽⁶⁾」、と伝えられた。旗幟変更の内容は、33年2月9日の代議士総会に、加藤政之助が提出した税法改正案によれば、「消極的なる同党の方針を、漸次積極的方針に向けしめん」ために、「税法の改革によりて同党の主張たる三税復旧(醬油税は全廢)を行ふと共に、……海軍の拡張、教育の振作、山林制度の整備等を計りて、積極的經營を行はんとの兩様の目的を包含する」ものであった⁽⁷⁾。しかし、三税復旧は、「従來の言質を事實にして無責任なりと

の誹議を避くる」ために掲げたにすぎず、全体の重点は、海軍拡張などの「積極的方針」にあった。加藤の改革案は、軍備緊縮派の強硬な反対のため党議決定にはいたらなかった。旗幟変更をめぐる党内の波乱は、政党本来の階級的性格と選挙地盤とのズレが、憲政本党においてとくに著しかったこと、それだけに、ブルジョア政党として自己を純化していくときに、党分裂の危機という陣痛を経験しなければならなかったこと、を示していた。

第14議会終了後まもなく、極東の危機は北清事変の勃発となってあらわれ、経済界はふたたび不振に悩まされるようになった。

桂陸相は、清国に出兵して列国連合軍にくわわる意義を、「筆端や舌頭にてこそ、日本は東洋の覇権を握るとか東洋の覇者なりとかいふことを得べきなれ、是は唯論者の空言のみ。実際に於ては此を以て将来東洋の覇権を掌握すべき端緒なりとす。若しこの劈頭に一步を誤らば、多年の事業も水泡に帰すべければ、最も慎重ならざるべからず」と考えた。そこで、まず「列国の伴侶となる保険料を払ふ心算」で、6月5日、福島安正少将に歩兵2個大隊をひきいて出発させた。しかし、桂は、「列国が陸軍を以て清国の北部の擾乱を鎮静することは、我が兵力を借らずしては為し能はず。我国は外交政略として斯際成るべきたけ頭を擡げず、彼れをして援助を乞はしむるこそ即ち初めて頭を擡げる時ならぬ」と判断していたので、福島枝隊の出発と同時に、第5師団に出師準備を命じた。はたして、列国が救援をもとめてくると、彼は、7月12日、はじめて第5師団1万5,000の大軍を清国に送った。そして、その意義を、「保険料を転じて大株主の地位に立つもの」と考えていた。⁽⁹⁾

かくて北清事変への参戦は、絶対主義者の意識において、日本の列強帝国主義への参加を意味するものにほかならなかった。すなわち、ここではじめて、みずからの地位を、帝国主義列強の一員として、清国の帝国主義的分割競争における「大株主」としてとらえ、みずからの役割を、中国の反帝国主義的民族運動の抑圧者たるところにもとめたのである。

もともと、「第2次好況の時代」は、外債募集によってもたらされたものであったから、経済界の盛況が長くつづくはずはなかった。外債の流入と保証準備発行制限額の拡張とがあいまって、32年6月から12月のあいだに、日本銀行の兌換券発行高は1億9,257万円から2億5,056万円に急増し、一般貸出高は6,603万円から1億2,110万円に激増した。物価はたちまち騰貴し、明治20年1月を100とする物価指数は、32年10月181、12月189、33年2月192にのぼり、日清戦争後の最高を記録した。外債金の回収が底をついた32年10月から正貨は流出に転じ、貿易面でも生糸・綿糸の輸出不振のため11月から輸入超過が累増した。くわえて、32年10月に南阿戦争がはじまり、ヨーロッパ諸国が金利を引き上げて警戒したので、正貨流出の危険が増大した。そこで、日本銀行は、11月10日・27日、12月19日の3度にわたって金利引上げをおこない、一般貸出しにも厳重な制限をくわえた。

かくて明治33年の経済界は、金融逼迫と不況の見通しとをもって明けた。前年来の輸入超過は2月1,047万円、3月1,495万円、4月1,929万円と激増し、正貨準備は減小の一途をたどった。このような状況に応じて、日本銀行は、さらに3月20日と4月18日の2度にわたって金利引上げをおこなった。それにともなって、市中金利も高騰し、株価の下落と商工業の不振がつづいた。

経済界の窮状が深まると、ふたたび救済運動が起ってきた。5月15日、東京商業会議所において、175の実業団体が連合大会を開き、経済界救済案を審議した。その後、委員が救済方法を政府に建議し、両院議員を帝国ホテルに招待して救済意見をのべるなどした。翌16日から23日にかけて、全国商業会議所連合会は、東京で大会を開いて産業更生策を決議し、大阪商工協会も金融救済策を討議した。このような事情のところに、北清事変が勃発して綿糸の対清輸出が停頓し、生糸の対米輸出の不振もくわわって、金融・株式市場は大打撃をうけるにいたった。

北清事変が勃発すると、政府は一般会計から200万円を支出し、ついで緊

急勅令により軍艦水雷艇補充基金から 2,000万円を一時繰替え支出する処置をとった。しかし、3基金 5,000万円のうち、現金で日銀に預金しているのは1,500万円にすぎなかったので、日本銀行は一般貸出しを規制して、政府の資金需要に応じなければならなかった。また、貿易の逆調にともなって正貨の流出が激増し、6月からは制限外発行が常態と化した。かくて日本銀行は、7月18日、第6回の金利引上げをおこない、公定歩合を2銭4厘に改定した。わずか1年のあいだに、公定歩合は8厘も上昇したわけである。そのため、市中銀行の警戒が深まり、信用は根底から動揺させられた。6月から8月にかけて、一般に市場は沈衰の極にたっし、株価は7月に底値をついた。主要株式相場の推移は、第16表のとおりである。「所謂株屋なるもの

第16表 株 価 の 下 落

(単位 円)

| | 明治32年最高 | 33年7月 | 34年最低 |
|------|-------------|--------|-------------|
| 日本鉄道 | (10月) 77.60 | 69.00 | (5月) 66.80 |
| 関西鉄道 | (4月) 57.70 | 36.90 | (5月) 35.80 |
| 九州鉄道 | (1月) 68.50 | 50.50 | (3月) 48.80 |
| 炭鉱鉄道 | (9月) 108.10 | 77.10 | (5月) 67.50 |
| 日本郵船 | (9月) 73.20 | 60.90 | (3月) 61.80 |
| 鐘淵紡績 | (3月) 48.50 | 38.50 | (3月) 27.00 |
| 東京株式 | (4月) 255.20 | 155.60 | (5月) 112.40 |

* 『金融事項参考書』による。

▲ 困難は非常にして、株券を担保に差入れたるものは担保流れとなり、また増担保の請求に四苦八苦に苦しみ。銀行家は決算期に際し、担保流れは価格低廉にして売ることが出来ず、増担保は容易に入らず、その処分に窮するの**有様であった。**⁽²⁰⁾

また、対清輸出は、6月から9月にかけて著しく減少した。そのため、もっとも大きな打撃をうけたのは紡績業であった。紡績連合会は、6月16日、総会を開いて、「日本銀行又は正金銀行を経て1,000万円融通を懇請⁽²¹⁾」することを決定し、委員を上京させて救済運動をおこなった。しかし、輸出不振

の打撃は紡績業にとどまらなかったもので、政府はこの要求に応じなかった。そのため、輸出産業は資金融通の途がなくなった。

綿糸・生糸の輸出不振は、これと関係の深い商店・小銀行の破綻を惹起した。「小銀行及地方銀行は都会に於ける中流銀行に融通を依頼するを常とするを以て、一たび金融の逼迫し来たるや、融通して呉れた都会の中流銀行が回収に急なりしが為に、小銀行及地方銀行は苦境に陥らざるを得なかつた。」⁽⁸⁾ 6月に、桐生の4商店が支払停止におちいり、7～8月には、東都貯金銀行・下谷商業銀行・神田銀行・両国銀行などの小銀行が破産し、11月には、横浜蚕糸銀行の支払停止・三島実業銀行の解散・大阪日華銀行の破産がつづき、関係銀行の不安と警戒を濃くした。33年に入ってから恐慌状態のはげしさを示すものは、4月以降における不渡手形の激増であった。東京手形交換所における33年の不渡手形は、件数1,305件、取引停止人員1,133名、金額38万0,231円におよび、前年と比較して、件数・人員において4倍強、金額において3倍弱であった。北清事変の影響は10月ごろからしだいに緩和され、綿糸・生糸の輸出も回復に向ったが、一般的な不況と金融逼迫は依然として回復しなかった。

金融市場の逼迫のため、明治33年度は、公債を一般から募集することができなかつた。33年度の公債事業費は、前年度の外債金使用残額964万円があつたにもかかわらず、償金部からの繰替え1,474万円、預金部引受けによる特別発行1,527万円、台湾銀行からの借入金550万円によってまかなうほか途がなかつた。こうして、戦後経営の遂行に重大な障壁があらわれ、山県内閣の政策は行き詰まりをきたした。

憲政党と提携して2会期にわたり無事に議会通过した山県内閣は、勤王党組織(明治32年7月5日、国民協会を解散して帝国党を結成、衆議院議席数20)を別とすれば、専制の支配体制再編の目的の大半を達成した。しかし、提携のためにはらった不本意な譲歩も大きく、「到底提携といふ如き不斉整なるものにて、完全なる事業は為し能はざる事を十分に経験」した。⁽⁹⁾ 一方、憲政党は、

山県内閣との提携により「自党をして順境に立つことを得⁽⁶⁴⁾」たが、政権問題では一指も染めることができなかった。党内では、政権の分与を要求する声が高まり、総務委員は、党員の要望を代表して政府と交渉した。山県は、「憲政党の勢力を利用すれば、利用する程、彼等の要望に対して多くの犠牲を払はねばならぬ⁽⁶⁵⁾」と考え、勇退を決意していたが、交渉を東宮成婚式（5月10日）まで中断し、その間に退却準備をととのえることにした。

すなわち、33年4月9日、山県は、極秘裡に奏上して、天皇の御沙汰書により、枢密院の諮詢事項の範囲を拡張し、文官任用・分限・懲戒にかんする勅令、高等官官等にかんする勅令などの改正は、すべて枢密院の議を経なければならぬことになった。山県は、政党の圧力にたいする防壁をもうひとつ設けたのである。ついで、5月19日、陸軍省官制および海軍省官制を改正して、陸海軍大臣の補任資格を現役の大中将に限定し、いわゆる軍部大臣現役武官制を確立した。これは、従来の慣行を法文化したものにすぎなかったが、この措置によって、山県は、天皇制の軍事機構に政党勢力が侵入してくることを、いっそう強く阻止しようとした。

このような山県内閣のあいつぐ反政党的態度は、憲政党との関係を悪化させずにはおこななかった。東宮成婚式がおわると、憲政党は、ふたたび政府と交渉を開始し、「現内閣員中、法律上、政党に加盟する能はざるものを除くの外、悉く憲政党に加盟すること。然らざれば党員若干名をして、現内閣に列せしむることを承諾すること⁽⁶⁶⁾」の2条件を提示した。しかし、山県は、この要求を峻拒し、暗に勇退の意をほのめかした。山県首相のかかる態度をみて、星ら総務委員は痛憤にたえなかった。彼らは、「今や其將に瓦解せんとする内閣に対して、政権の分配を要求するが如きは、猶ほ瀕死の病人と約して、明日の計を定むるに等しきものである⁽⁶⁷⁾」と考え、政府との交渉を打ち切った。かくて5月31日、憲政党は、山県内閣との提携打ち切りを宣言するにいたった。

山県首相は、6月8日、天皇に辞意を内奏し、西郷・松方・伊藤と後継首

班を物色したが、だれも引き受けなかった。あたかもこのとき、北清事変の警報に接し、山県は留任の優詔をうけ、伊藤は政友会組織の時をかせいだ。

山県と絶縁して苦境にたった憲政党は、局面の転換と党勢の立て直しに焦慮した。そこで、星亨・松田正久・林有造・末松謙澄・片岡健吉らの党幹部は、党総理の板垣退助にかえて伊藤博文を党首に推載し、政権の掌握にそなえようと企図した。かくて6月1日、星・松田らは、大磯に伊藤を訪れ、党首就任を懇請したが、伊藤は、「元来自分の本意は、既成政党の宿弊を矯正せんが為め、別に新政党を組織するに在り⁽⁸⁾」として、憲政党の申し出でをことわった。これは、当時すでに、伊藤の新政党組織計画がその緒についていたことを示していた。

注 (1) 『東京日日新聞』明治32年11月15日。

(2)(3) 大隈侯八十五年史編纂会『大隈侯八十五年史』第2巻、1926年、338、339ページ。

(4) 『東京朝日新聞』明治32年4月18日。

(5) 『東京日日新聞』明治32年11月18日。

(6)(7)(9) 『大日本帝国議会誌』第5巻、395～6ページ。

(8) 明治32年12月8日、衆議院本会議、武富時敏演説(同上、399ページ)。

(10)(11)(12) 同上、396～8ページ。

(13) 田口卯吉「各府県選挙人諸君に激す」『東京経済雑誌』第729号、明治27年6月9日。

(14) エンゲルス「プロイセンの軍事問題とドイツ労働者党」邦訳大月書店版『全集』第16巻、71～2ページ。

(15) 明治32年12月14日、武富時敏提案(『大日本帝国議会誌』第5巻421～2ページ)。

(16)(17)(18) 『国民新聞』明治33年2月11日。

(19) 「桂太郎自伝」巻3(『明治史料』第7号、32～4ページ)。

(20)(22) 滝沢直七『稿本日本金融史論』1912年、617ページ。

(21) 庄司乙吉『紡績操業短縮史』1930年、53～4ページ。

(23)(24) 「桂太郎自伝」巻3(『明治史料』第7号、29ページ)。

(25)(26) 徳富猪一郎『公爵山県有朋伝』下巻、397ページ。

(27) 大津淳一郎『大日本憲政史』第5巻、115ページ。

(28) 春畝公追頌会『伊藤博文伝』下巻、443ページ。